

# 第三期立科町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

立 科 町



# はじめに

こどもは次代を担う大切な宝であり、一人ひとりかけがえのない存在です。こどもたちの健やかな成長は家庭や地域の願いであり、未来への希望でもあります。

わが国では、少子高齢化の進行、児童虐待の増加やこどもの貧困など、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、こども・子育て支援のニーズも多様化かつ複雑化しています。このような状況下、令和5年に「こども家庭庁」が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。これに



より、すべてのこどもが健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが示されました。

本町は豊かな自然と温かい地域社会に恵まれた町ですが、人口減少や少子高齢化など先が見通せない社会情勢の影響は大きく、新しい支え合いの仕組みづくりが課題となっています。

これまで本町では、出産祝金制度や30人規模学級編制、給食費や副食費の無償化事業をはじめ、こどもたちが健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育て世代が安心して暮らせるよう育児の負担軽減や子育て支援の充実に力を入れてまいりました。

第三期立科町子ども・子育て支援事業計画では、「安心して子育てができ、こどもが健やかに育つまちづくり」を基本理念として、地域全体で子育てを支えることができる社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見をいただきました皆様、関係する皆様方に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

立科町長 両角 正芳



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 「こども」の表記について.....	3
第2章 こども・子育てを取り巻く環境 .....	4
1 統計データからみる本町の現状.....	4
2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要.....	13
3 課題のまとめ .....	22
第3章 計画の基本的な考え方 .....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標 .....	24
3 施策体系 .....	25
第4章 施策の展開 .....	26
基本目標1 親子の健やかな成長発達を支える .....	26
基本目標2 心身の健やかな成長に資する教育環境を整える.....	31
基本目標3 支援を必要とするこども・家庭を支える.....	35
基本目標4 子育てを支援する生活環境を整える.....	37
第5章 提供区域における見込み量・確保策.....	40
1 教育・保育の提供区域の設定 .....	40
2 こどもの人口の推計.....	40
3 幼児期における教育・保育の量の見込み .....	41
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	42
第6章 計画の推進 .....	50
1 計画の推進体制 .....	50
2 計画の進行管理.....	50
資料編.....	51
1 立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会規則 .....	51
2 子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿 .....	53
3 子ども・子育て支援事業計画策定検討部会名簿.....	53



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、こども・子育て支援として、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。一方で、令和5年の出生数が約72万人と、統計開始から過去最低を更新するなど、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっていない状況となっています。

こどもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策による外出自粛、行動制限による交流や交友機会の激減は孤独・孤立を加速させ、子育て世代やこどもにも深刻な影響をもたらし、令和4年度には虐待相談件数や不登校児童・生徒数、こどもの自殺者数が過去最多となりました。

こうした状況を踏まえ、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年5月に「こども大綱」が閣議決定されました。こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

また、令和6年6月に「子ども・子育て支援法」の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園等に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や育児休業給付の拡充等が示されています。

立科町(以下、「本町」という。)では、平成27年3月に「立科町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「立科町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。

近年の社会潮流から、本町のこども・子育てを取り巻く現状を踏まえながら、子ども・子育て支援事業を検証し、こどもの健やかな成長を社会全体で支える環境を一層整えることを目的として、「第三期立科町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画を併せた、子ども・子育て支援に係る計画として策定します。

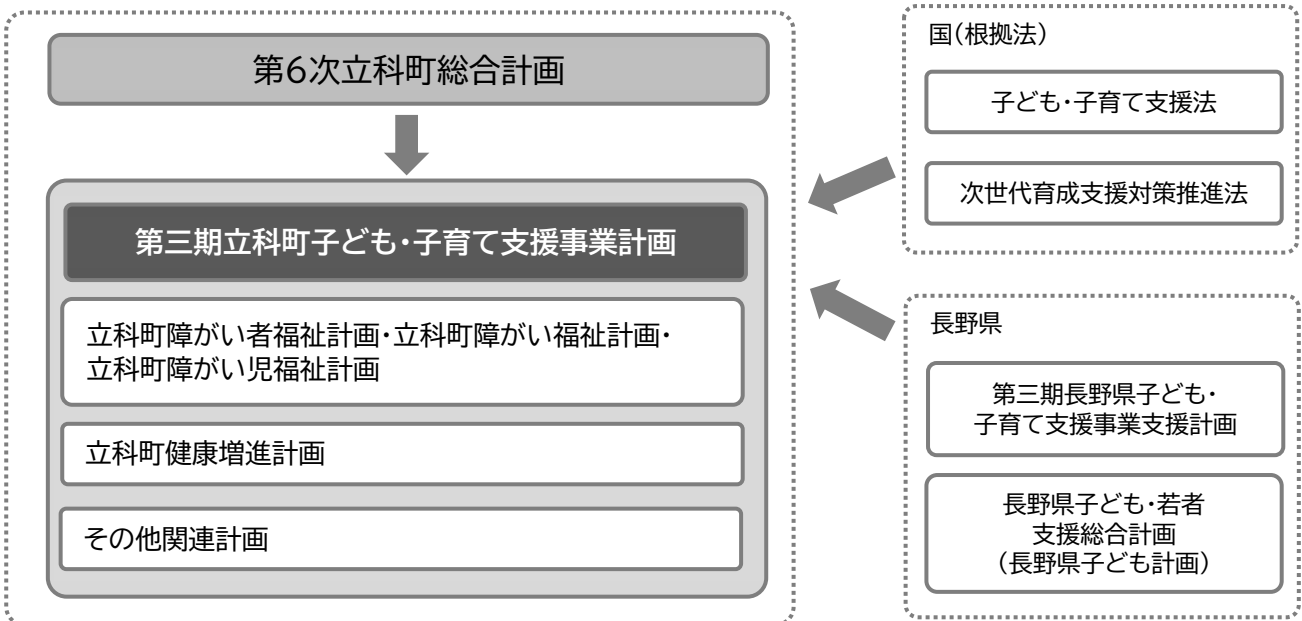
また、本町の最上位計画である「第6次立科町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

### ■「子ども・子育て支援法」抜粋

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### ■本計画の位置づけ



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第三期計画(令和7~11年度)					次期計画



## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯、要望・意見等を把握することを目的に、「立科町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

なお、計画の内容については庁内において協議するとともに、策定委員会において審議を行い、策定しました。また、本計画に町民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

### ■本計画の策定体制

区分	内容
①立科町子ども・子育て支援に関するアンケート調査	令和6年4～5月に実施。本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯、要望・意見等を把握した。
②策定委員会	令和6年度中に3回実施。計画案の内容等の審議を行った。
③パブリックコメント	令和7年2月実施。計画案を広く町民に公表し、意見を募った。

## 5 「こども」の表記について

本計画における「こども」の表記については、令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室の事務連絡に基づき、特別な場合を除いて平仮名の「こども」と表記しています。特別な場合とは、例えば法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合、アンケート調査の選択肢を用いる場合、また、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合等としています。

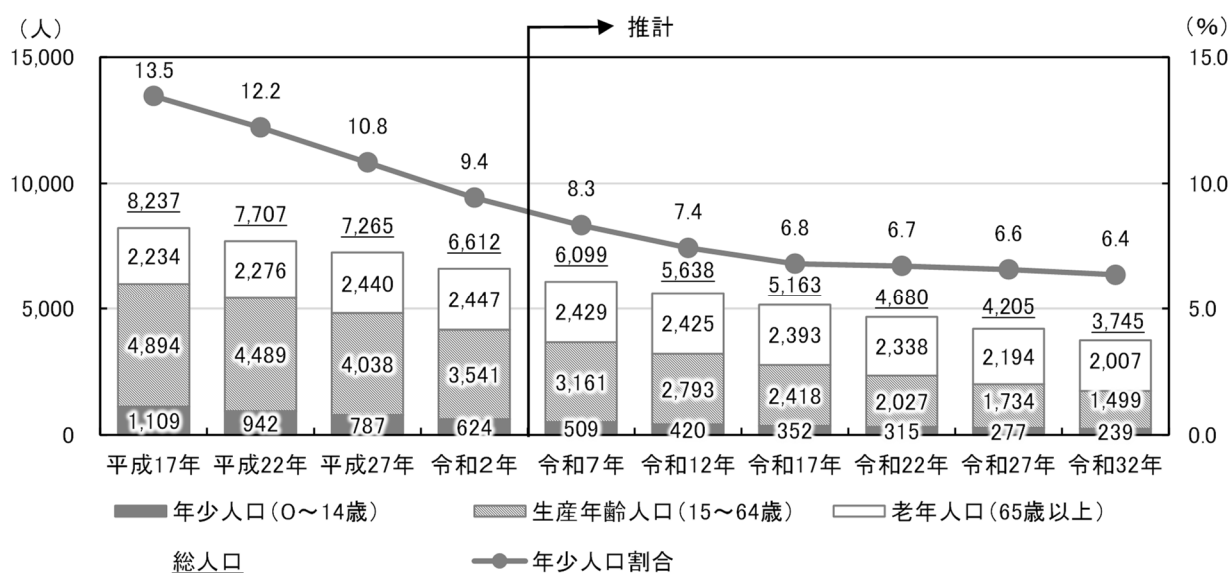
## 第2章 こども・子育てを取り巻く環境

### 1 統計データからみる本町の現状

本町の総人口の推移と推計をみると、一貫して減少傾向となっており、令和2年で6,612人となっています。今後も同様の傾向が続くことが見込まれており、令和32年で3,745人となっています。内訳をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は一貫して減少しており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれています。老年人口(65歳以上)は令和2年までは増加傾向となっていますが、今後は減少傾向が見込まれています。

年少人口割合の推移と推計をみると、一貫して減少傾向となっており、令和2年で9.4%となっています。今後も低下する傾向であり、令和32年で6.4%と見込まれています。

#### ■年齢3区分別人口の推移と推計

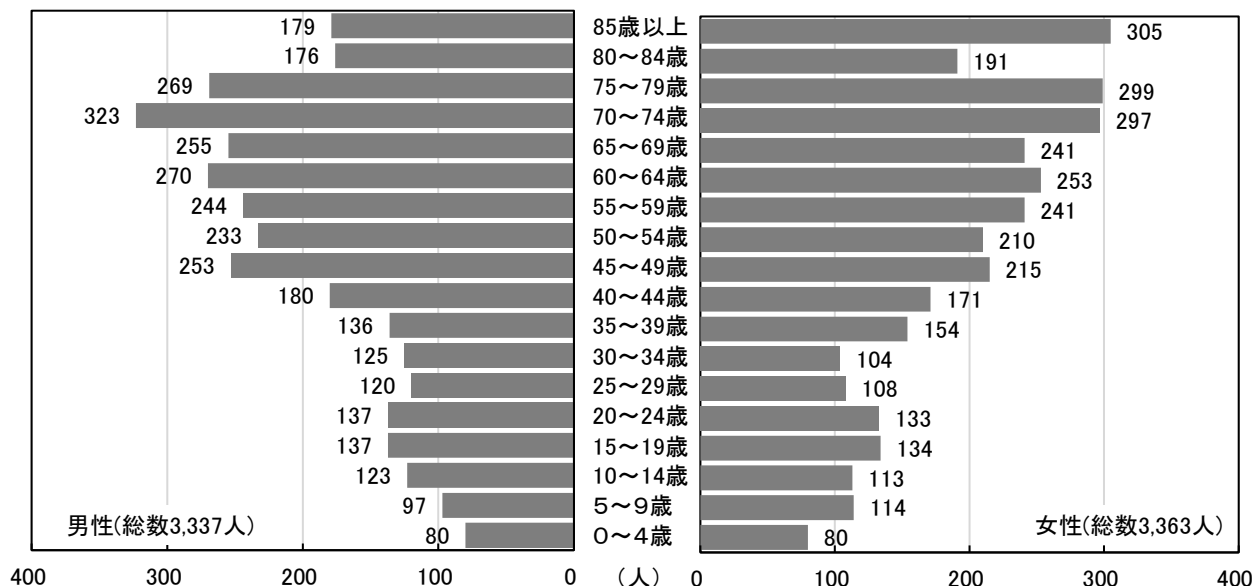


資料:令和2年までは国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

本町における令和6年4月1日現在の5歳別人口構造をみると、男性の70歳代前半、女性の85歳以上がそれぞれ最も多くなっています。一方で、男性の9歳以下及び女性の4歳以下でそれぞれ100人未満となっています。また、20歳代後半から30歳代前半で男性、女性ともに、他の年齢と比べて少なくなっています。

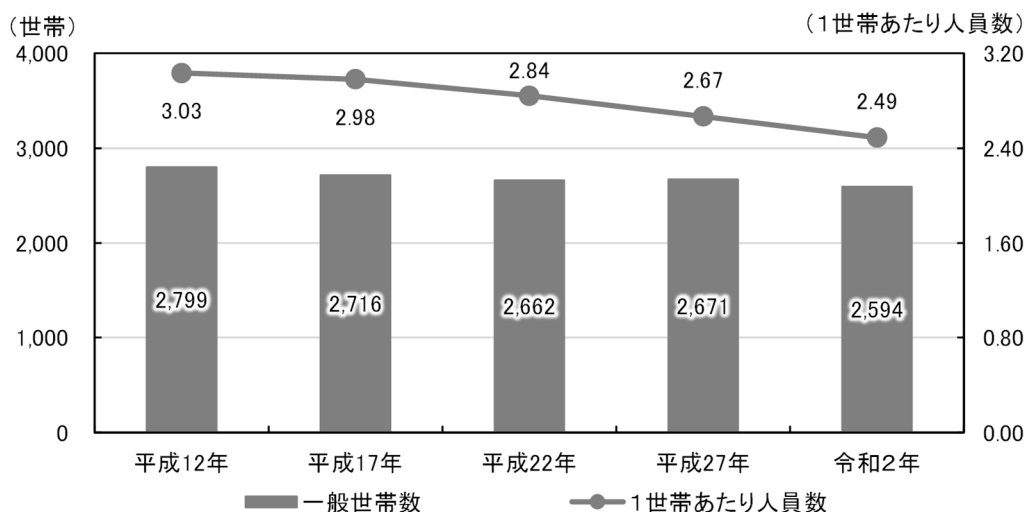
■5歳別人口構造



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

本町の一般世帯数の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和2年で2,594世帯となっています。1世帯あたりの人員数の推移をみると、一貫して減少傾向となっており、令和2年で2.49となっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移

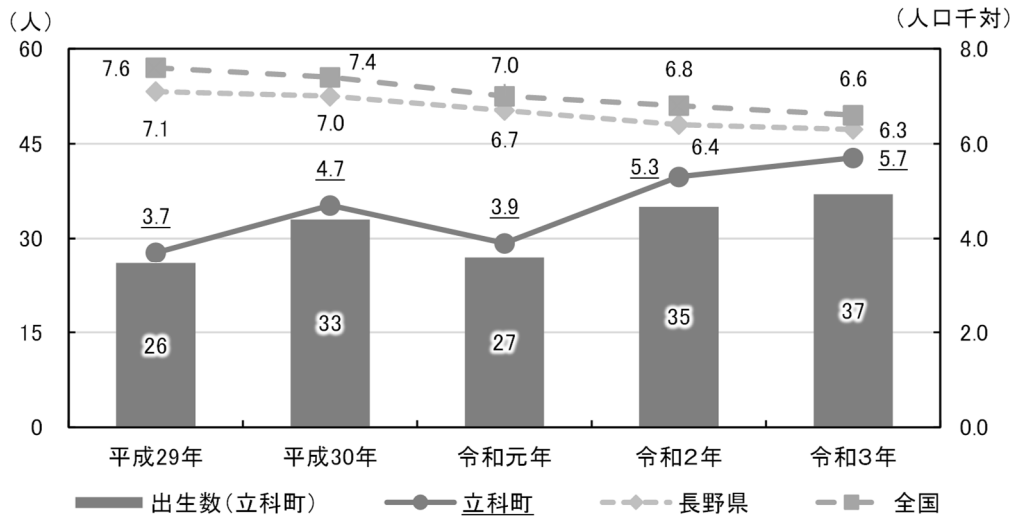


資料:国勢調査

本町の出生数の推移をみると、各年30人前後で推移しており、令和4年で32人となっています。なお、本町の令和5年における出生数は23人となっています(町民課調べ)。

出生率<sup>1</sup>の推移をみると、増減を繰り返しており、令和4年で5.0となっています。全国・長野県と比較すると、各年で低く推移しています。

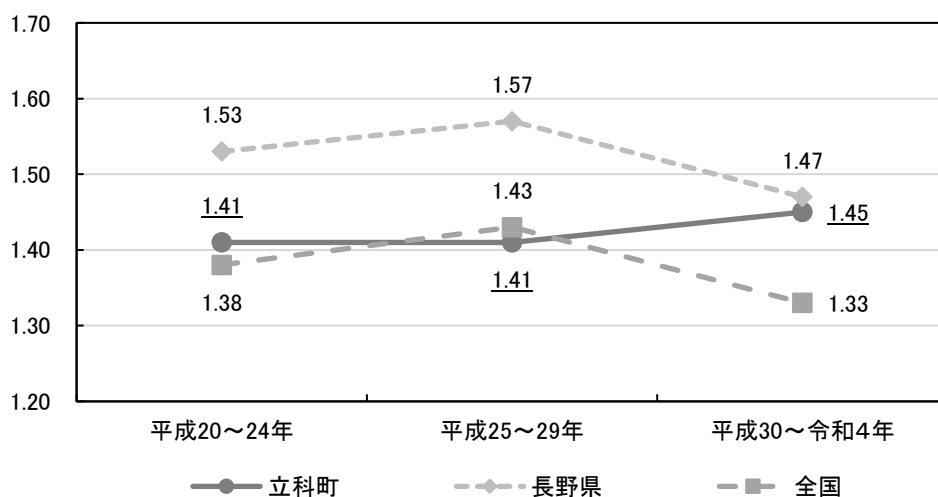
■出生数及び出生率の推移(全国・長野県比較)



資料:長野県衛生年報・人口動態統計

本町の合計特殊出生率<sup>2</sup>の推移をみると、1.4台で推移しています。全国・長野県と比較すると、平成20～24年及び平成25～29年で全国とほぼ同水準、平成30～令和4年で長野県とほぼ同水準となっています。

■合計特殊出生率の推移(全国・長野県比較)

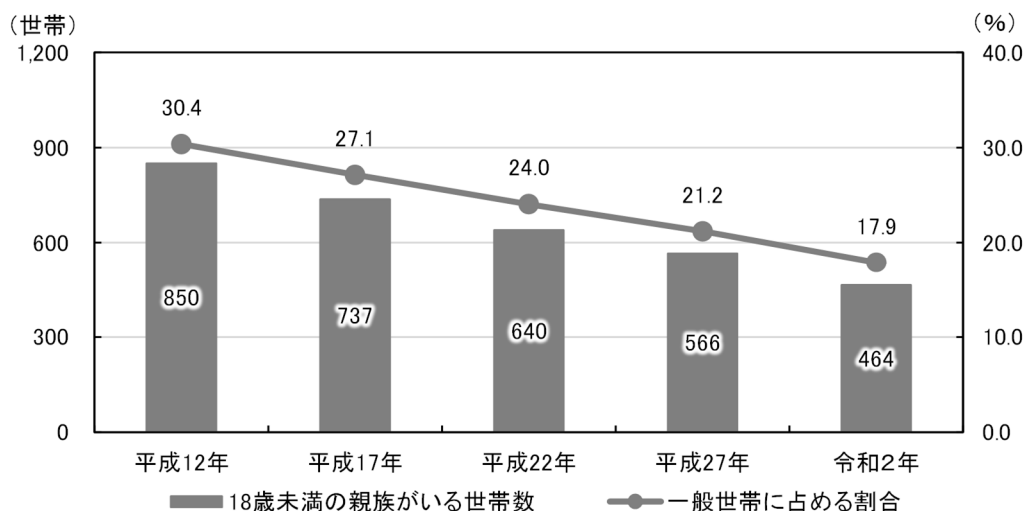


資料:厚生労働省・人口動態統計特殊報告

<sup>1</sup> 一定期間における人口に対する出生数の割合。  
<sup>2</sup> 1人の女性が一生の間に出産することの人数。

本町の18歳未満の親族がいる世帯の推移をみると、一貫して減少傾向となっており、令和2年で464世帯となっています。一般世帯に占める割合の推移をみると、一貫して減少傾向となっており、令和2年で17.9%となっています。

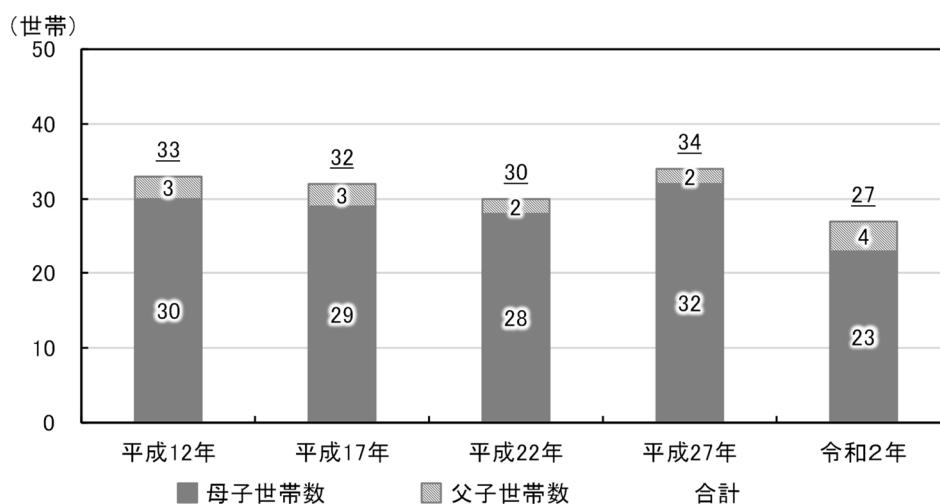
### ■18歳未満の親族がいる世帯の推移



資料:国勢調査

本町のひとり親世帯の推移をみると、30件前後で推移しており、令和2年で27世帯となっています。内訳をみると、母子世帯数は令和2年を除いて30世帯前後で推移しており、令和2年では23世帯となっています。父子世帯数はいずれの年も2~4世帯で推移しています。

### ■ひとり親世帯の推移

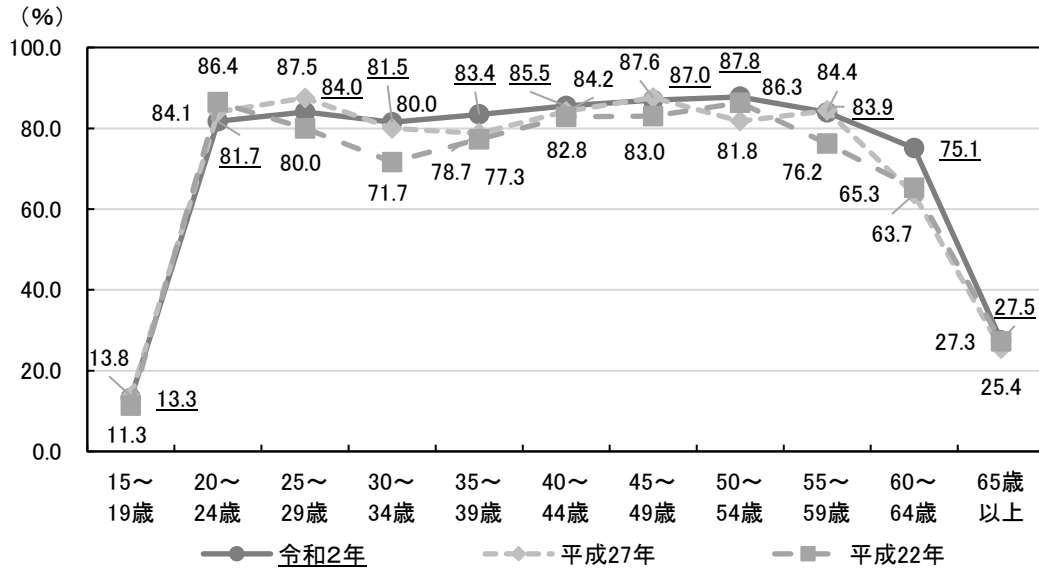


資料:国勢調査

本町の労働力率<sup>3</sup>の推移をみると、20歳代前半から50歳代後半でそれぞれ8割以上となっています。経年で比較すると、結婚や出産・育児を期に労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」の谷が浅くなっています。

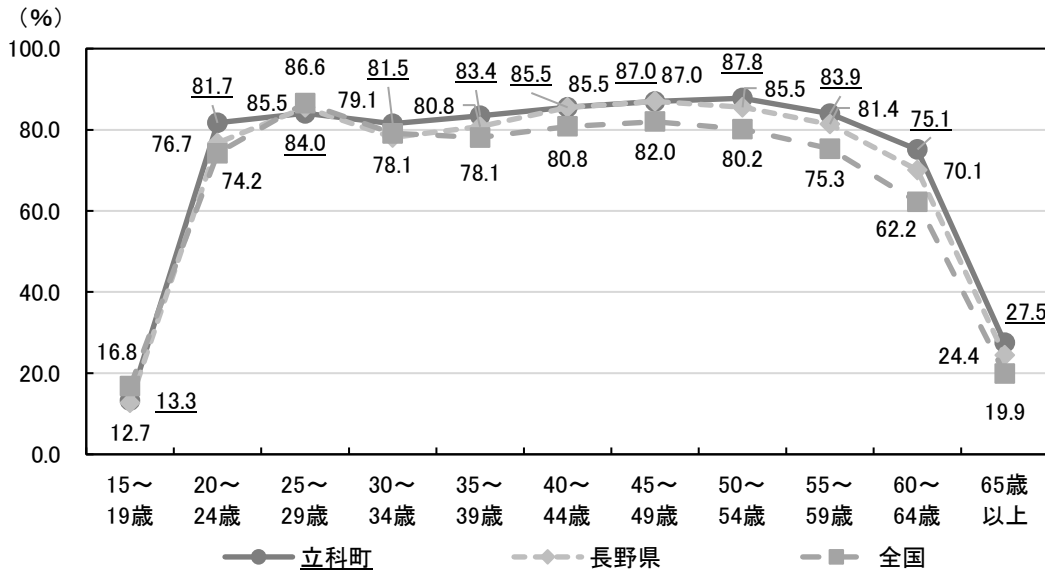
また、全国・長野県と比較すると、20歳代前半及び30歳以上で全国・長野県より高くなっています。

■労働力率の推移(経年比較)



資料:国勢調査

■労働力率(全国・長野県比較)



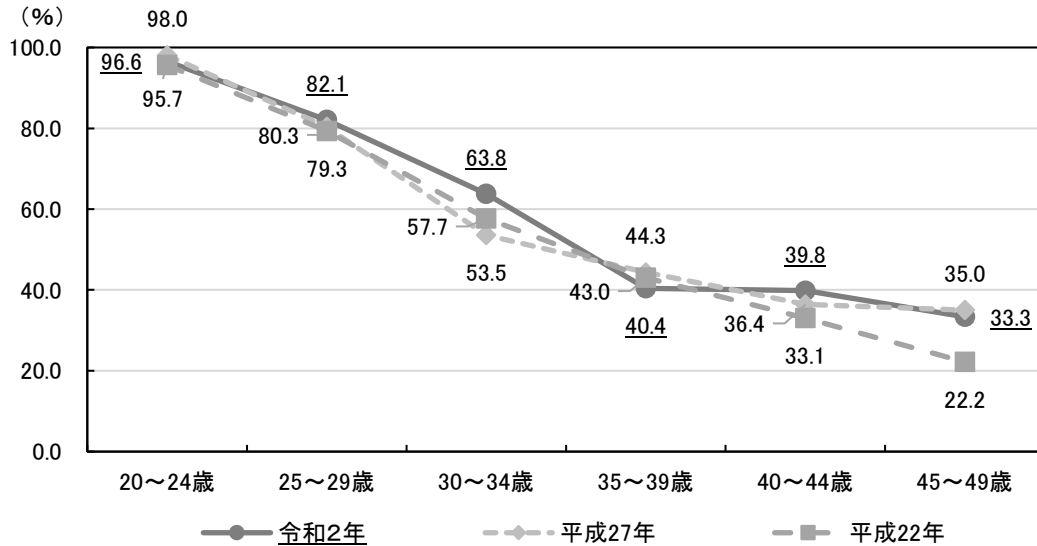
資料:国勢調査(令和2年)

<sup>3</sup> 15歳以上人口に占める労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と就労意欲のある失業者を合算した人口)の割合。

本町の未婚率の推移をみると、男性では、30歳代前半まで6割以上となっています。経年で比較すると、20歳代後半から30歳代前半及び40歳代前半で未婚率が高くなっています。

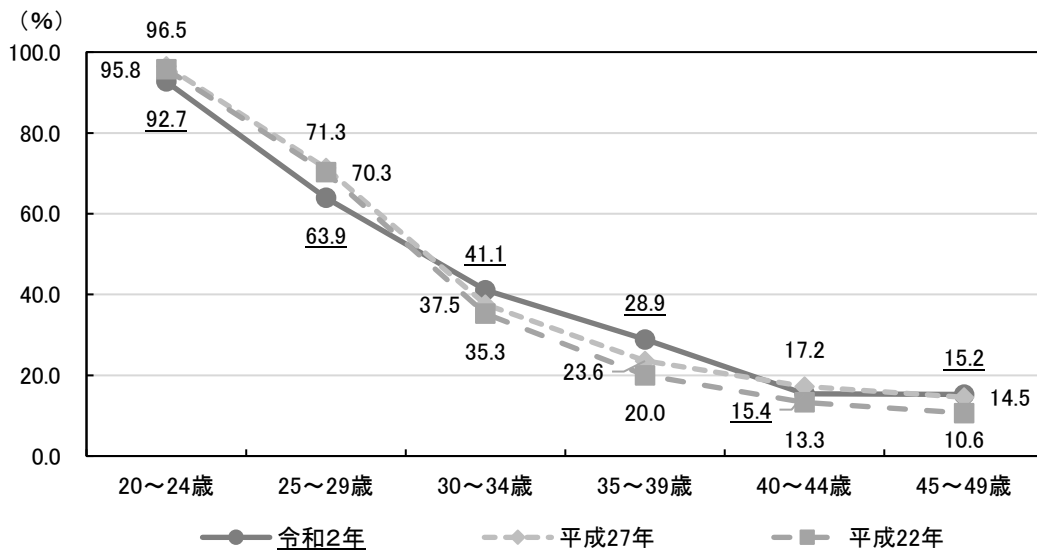
女性では20歳代後半まで未婚率が6割以上となっていますが、30歳代前半で41.1%と、男性と比較すると22.7ポイント低くなっています。経年で比較すると、30歳代及び40歳代後半で未婚率が高くなっています。

■男性の未婚率の推移(経年比較)



資料:国勢調査

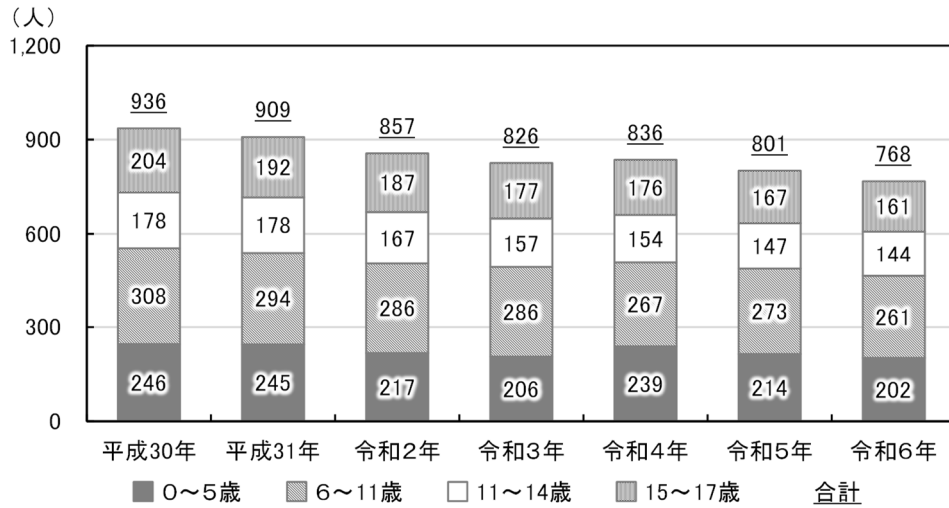
■女性の未婚率の推移(経年比較)



資料:国勢調査

本町の児童人口の推移をみると、一貫して減少傾向となっており、令和6年で768人となっています。内訳をみると、いずれの年齢層も減少傾向となっており、平成30年比でそれぞれ8割前後となっています。

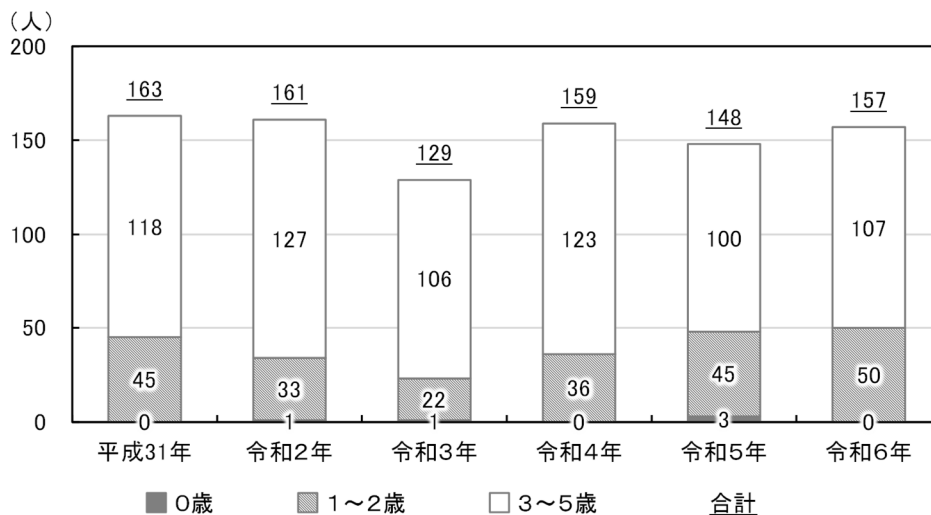
■児童人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

本町の保育園等園児の推移をみると、令和3年を除き150人前後で推移しており、令和6年で157人となっています。内訳をみると、3～5歳はいずれの年も100～130人以下、1～2歳は50人以下で、それぞれ推移しています。

■保育園等園児の推移

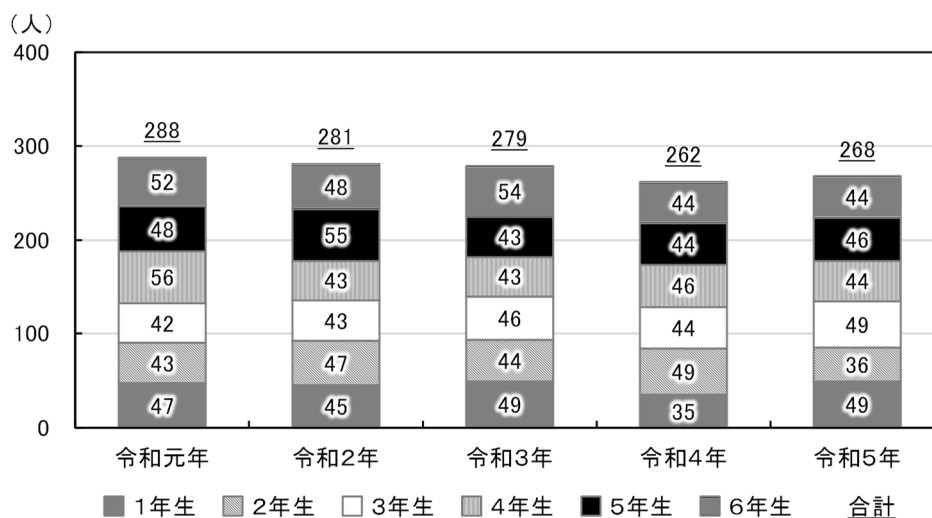


資料:福祉行政報告例(各年4月1日時点)



本町の小学校児童の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和5年で268人となっています。内訳をみると、いずれの学年も30～60人以下で推移しています。

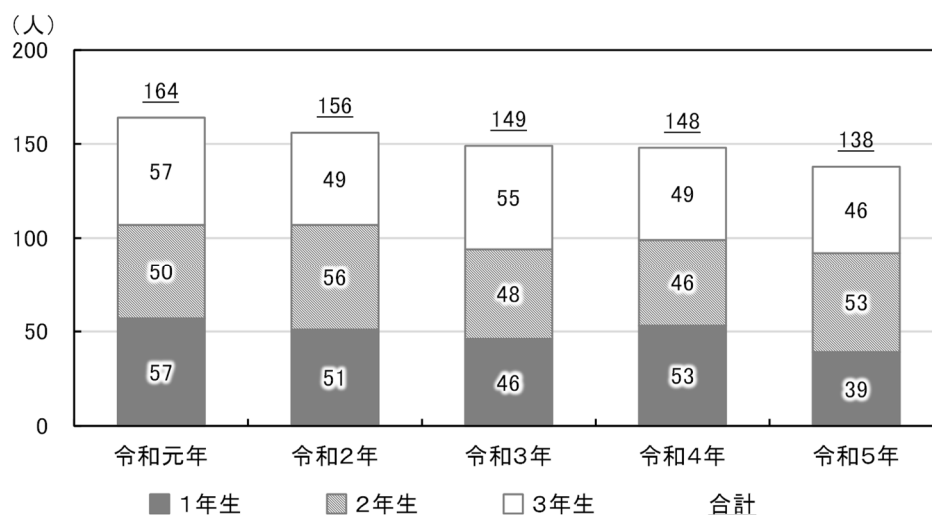
### ■小学校児童の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日時点)

本町の中学校生徒の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和5年で138人となっています。内訳をみると、いずれの学年も30～60人以下で推移しています。

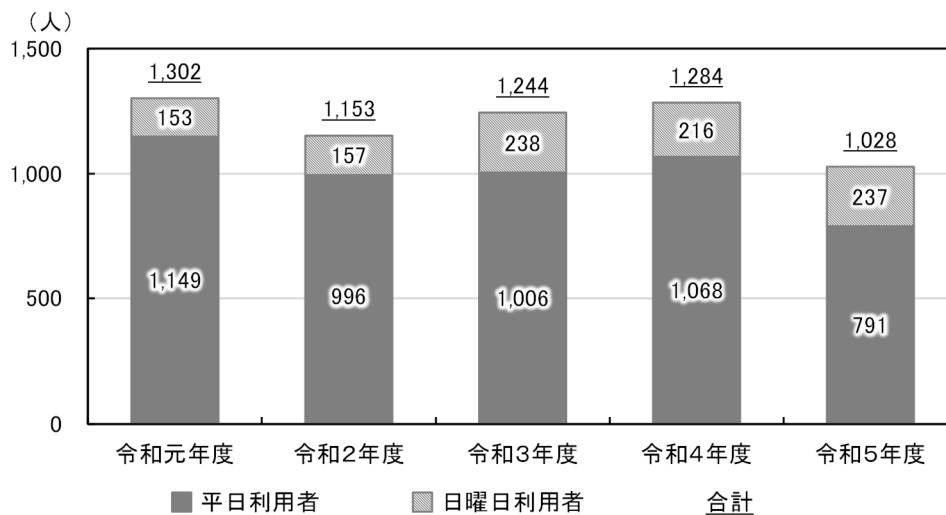
### ■中学校生徒の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日時点)

本町の児童館利用者(乳幼児の利用者)の推移をみると、令和4年度まで1,200人前後で推移していましたが、令和5年度で1,028人と減少しています。内訳をみると、平日の利用者は各年度ともに令和4年度まで1,000人前後で推移していましたが、令和5年度で791人と減少しています。

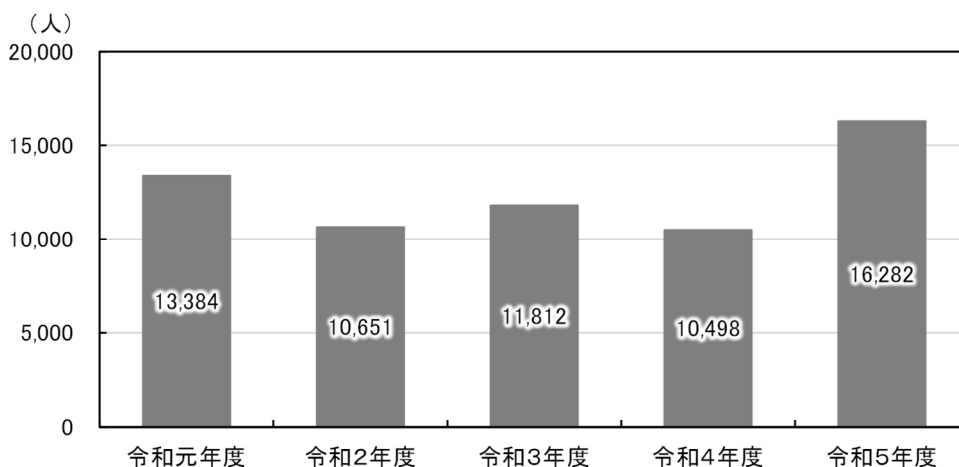
■児童館利用者(乳幼児の利用者)の推移



※令和2年度まで、日曜日は子育て支援センターとして実施  
資料：利用状況集計表

本町の児童館利用者(小学生の利用者)の推移をみると、令和4年度まで増減を繰り返していましたが、令和5年度で16,282人と増加しています。

■児童館利用者(小学生の利用者)の推移



資料：利用状況集計表

## 2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

### 1 調査の概要

本計画策定のための基礎資料として、本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯、要望・意見等を把握することを目的に、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。調査の概要と調査結果は以下のとおりです。

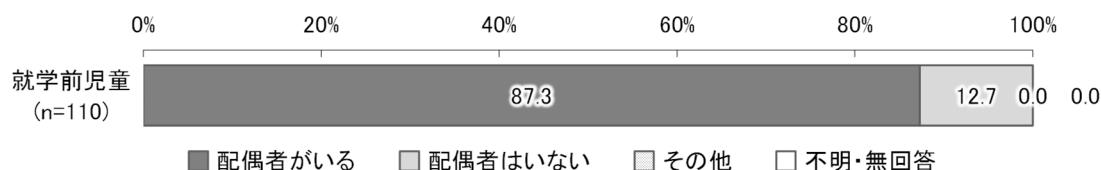
- 調査地域 : 立科町全域
- 調査対象者: ① 立科町内在住の「就学前児童」の保護者(就学前児童調査)  
② 立科町内在住の「就学児童」の保護者(就学児童調査)
- 抽出方法 : 就学前児童147人、就学児童197人を無作為抽出
- 調査期間 : 令和6年4月26日(金)～令和6年5月9日(木)
- 調査方法 : ① 就学前児童の保護者へは、たてしな保育園を通して配布・回収、または郵送回収。  
② 就学児童の保護者へは、立科小学校を通して配布・回収、または郵送回収。

調査種類	本計画書表記	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	就学前児童	147	110	74.8%
就学児童保護者	就学児童	197	161	81.7%
合計		344	271	77.8%

### 2 主な調査結果

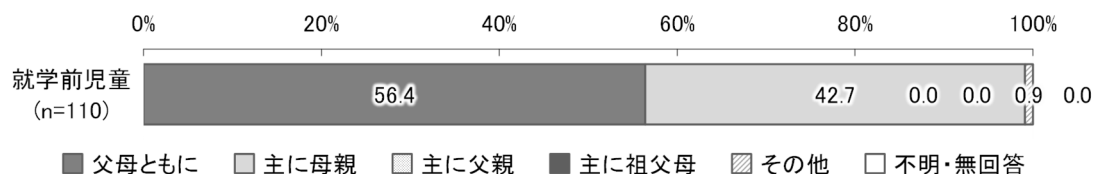
就学前児童における、配偶者の有無をみると、「配偶者がいる」が87.3%、「配偶者はいない」が12.7%となっています。

#### ■配偶者の有無



就学前児童における、子育てを主に行っている方をみると、「父母ともに」が56.4%と最も高く、次いで「主に母親」が42.7%となっています。

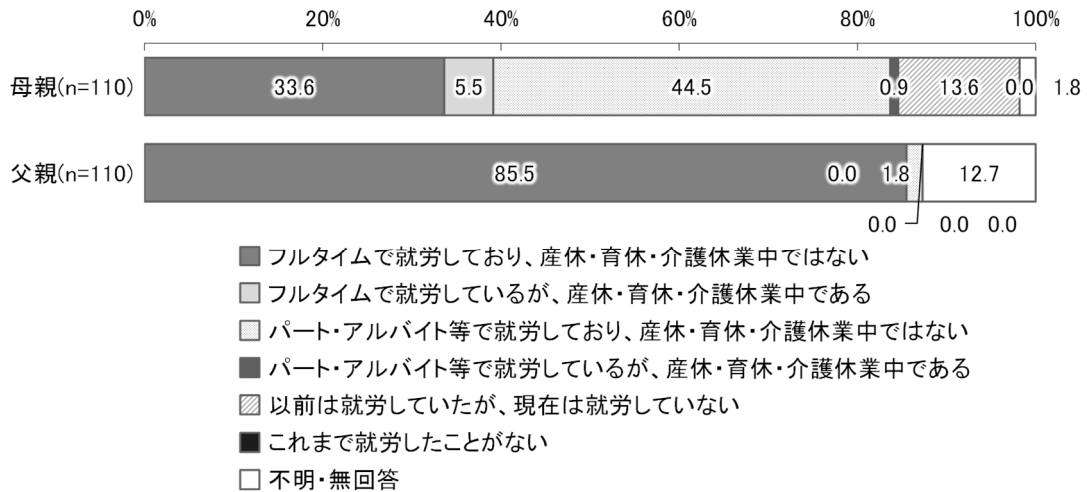
#### ■子育てを主に行っている方



就学前児童保護者の就労状況をみると、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.6%となっています。

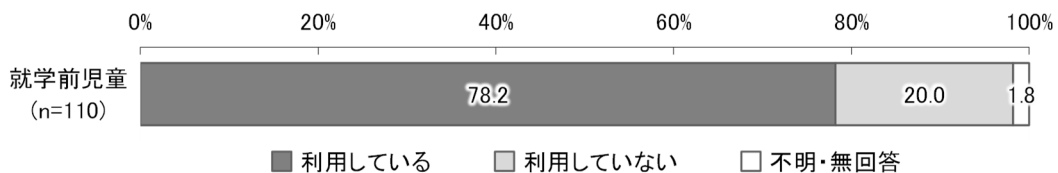
一方で、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.5%と大部分を占めています。

■就学前児童保護者の就労状況(就学前児童)



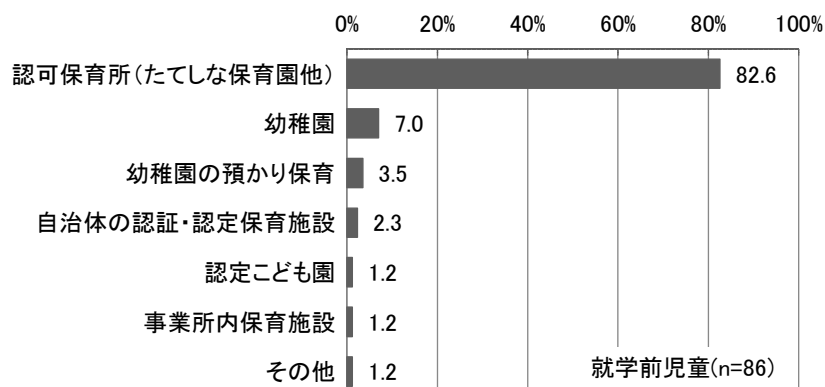
就学前児童における、「定期的な保育・教育事業」の利用状況をみると、「利用している」が78.2%、「利用していない」が20.0%となっています。

■「定期的な保育・教育事業」の利用状況



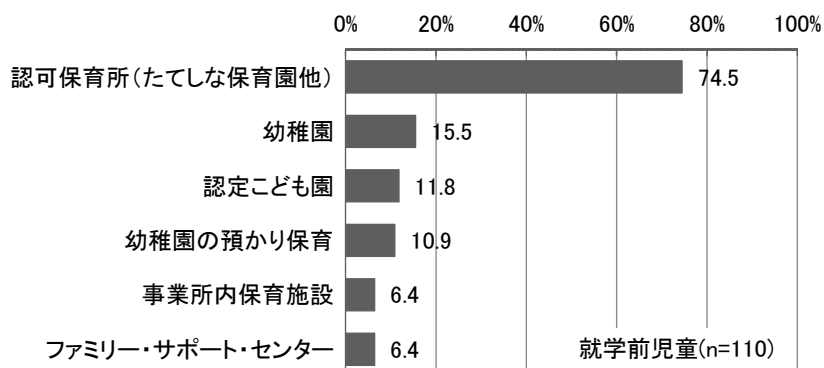
就学前児童における、平日、定期的にご利用している事業をみると、「認可保育所(たてしな保育園他)」が82.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が7.0%となっています。

■平日、定期的にご利用している事業 ※上位5項目



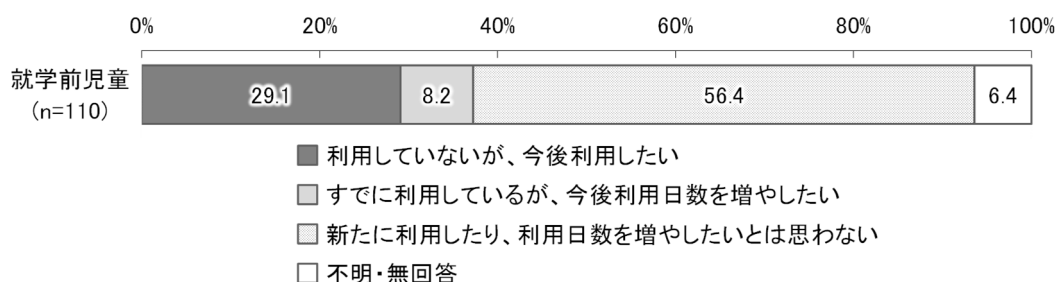
就学前児童における、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用を希望する事業をみると、「認可保育所(たてしな保育園他)」が74.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が15.5%となっています。

■平日の教育・保育事業として「定期的に」利用を希望する事業 ※上位5項目



就学前児童における、地域の子育て支援拠点施設の利用希望をみると、「利用していないが、今後利用したい」が29.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.2%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が56.4%となっています。

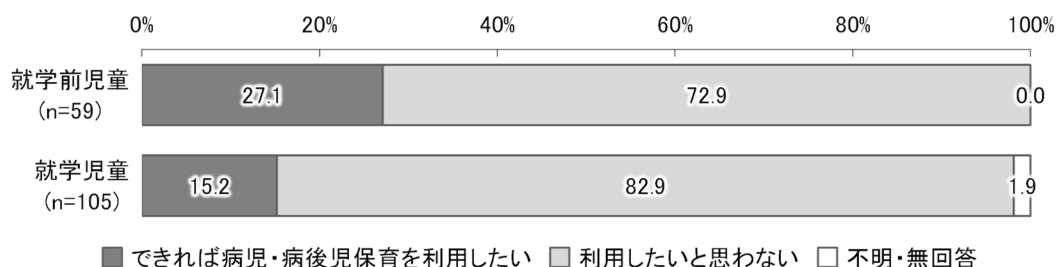
■地域の子育て支援拠点施設の利用希望



就学前児童における、病児・病後児保育の利用希望をみると、就学前児童保護者では、「できれば病児・病後児保育を利用したい」が27.1%、「利用したいと思わない」が72.9%となっています。

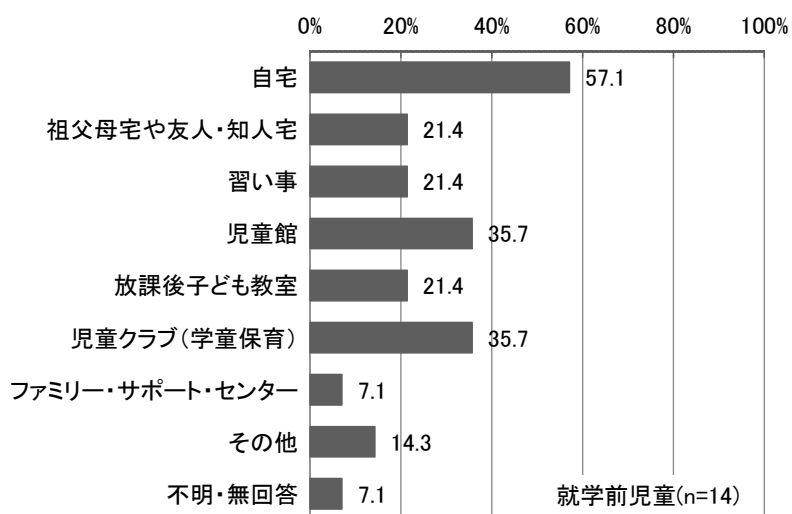
就学児童では、「できれば病児・病後児保育を利用したい」が15.2%、「利用したいと思わない」が82.9%となっています。

■病児・病後児保育の利用希望



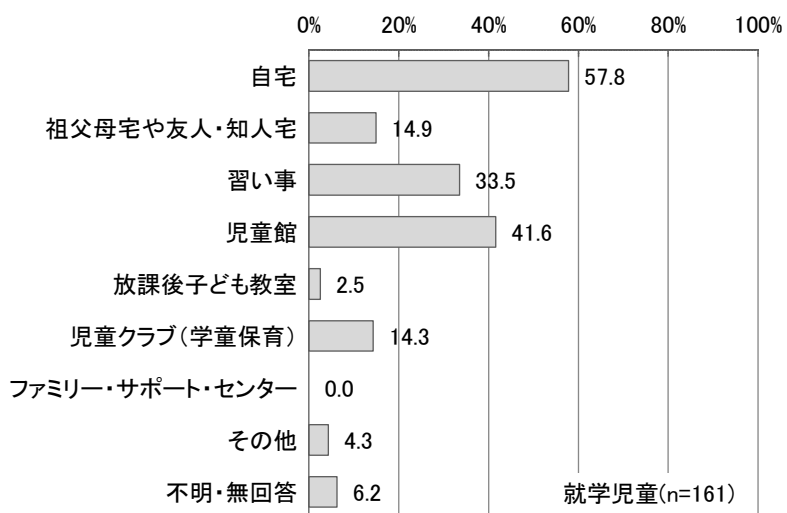
就学前児童における、小学校低学年時に希望する放課後の居場所をみると、「自宅」が57.1%と最も高く、次いで「児童館」「児童クラブ(学童保育)」がそれぞれ35.7%となっています。

■小学校低学年時に希望する放課後の居場所



就学児童における、放課後の時間に過ごしている場所をみると、「自宅」が57.8%と最も高く、次いで「児童館」が41.6%となっています。

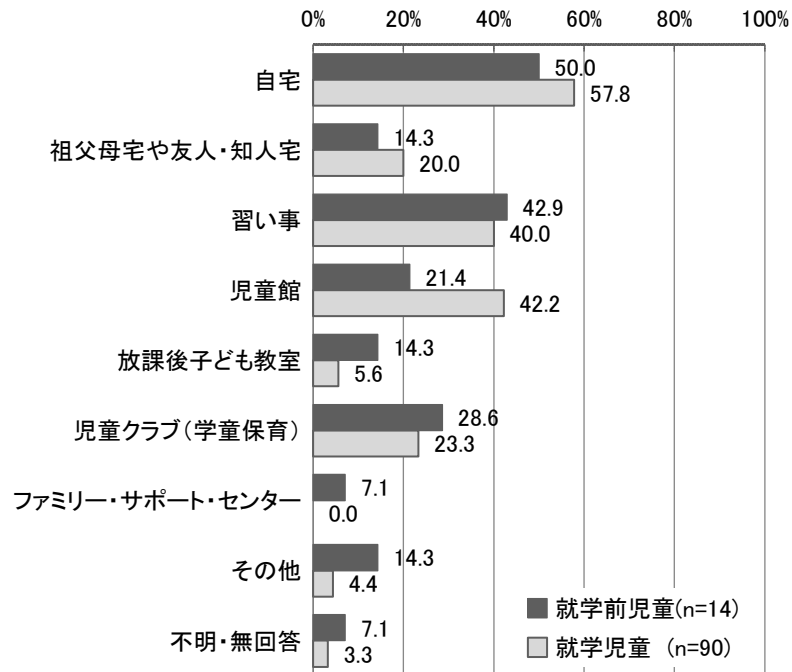
■放課後の時間に過ごしている場所



就学前児童における、小学校高学年時に希望する放課後の居場所をみると、「自宅」が50.0%と最も高く、次いで「習い事」が42.9%となっています。

就学児童では、「自宅」が57.8%と最も高く、次いで「児童館」が42.2%となっています。

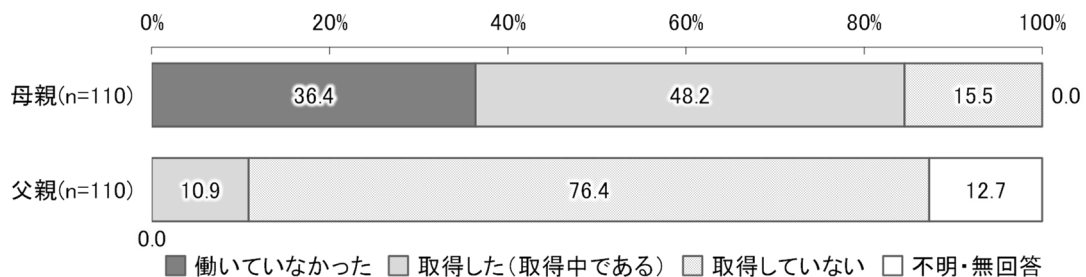
■小学校高学年時に希望する放課後の居場所



就学前児童における、保護者の育児休業の取得状況をみると、母親は、「働いていなかった」が36.4%、「取得した(取得中である)」が48.2%、「取得していない」が15.5%となっています。

父親は、「取得した(取得中である)」が10.9%、「取得していない」が76.4%となっています。

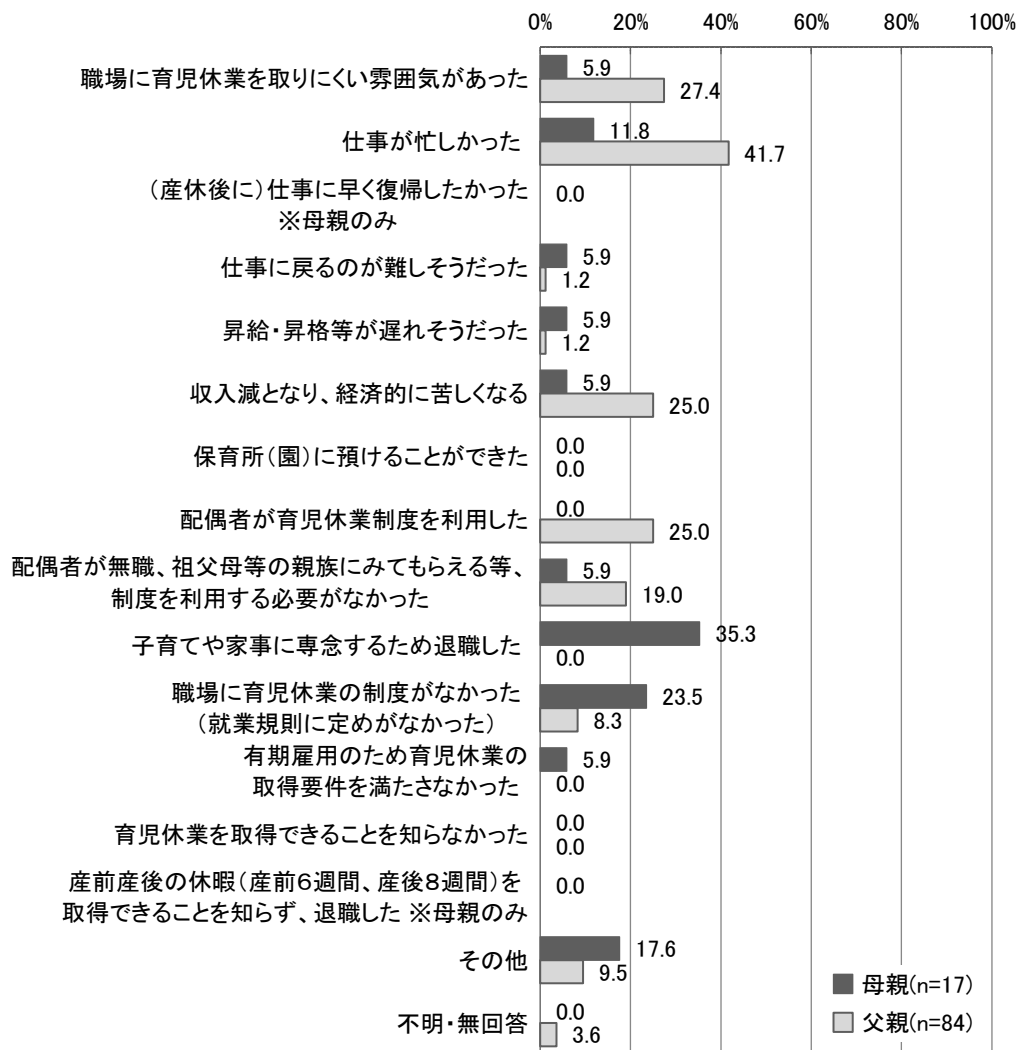
■保護者の育児休業の取得状況(就学前児童)



就学前児童における、育児休業を取得しなかった理由をみると、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が35.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が23.5%となっています。

父親は、「仕事が忙しかった」が41.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.4%となっています。

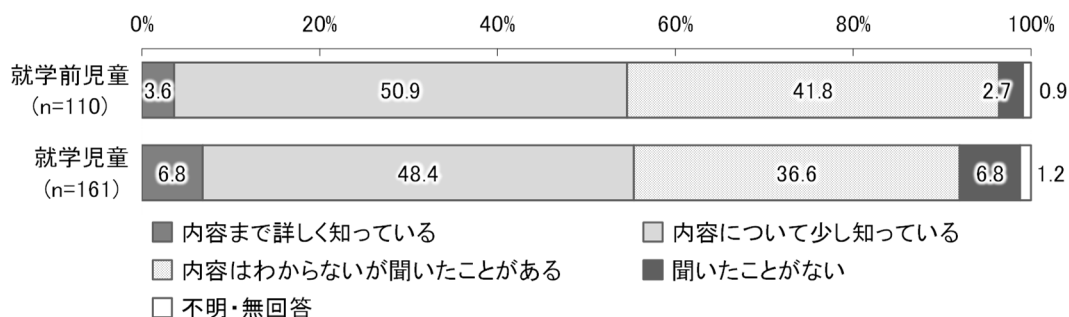
■育児休業を取得しなかった理由(就学前児童)





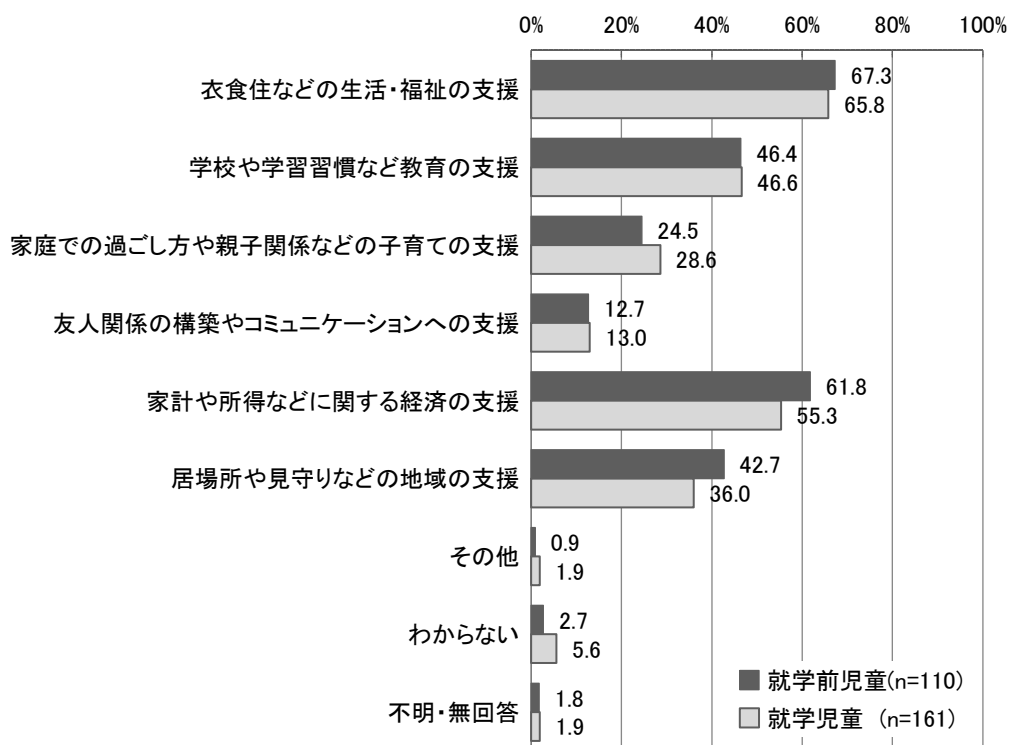
「こどもの貧困」が社会的な問題となっていることについての認知度をみると、就学前児童・就学児童ともに、「内容について少し知っている」が最も高く、それぞれ50.9%、48.4%となっています。次いで「内容はわからないが聞いたことがある」がそれぞれ41.8%、36.6%となっています。

■「こどもの貧困」が社会的な問題となっていることについての認知度



「こどもの貧困」問題に必要なと思う支援をみると、就学前児童・就学児童ともに、「衣食住などの生活・福祉の支援」が最も高く、それぞれ67.3%、65.8%となっています。次いで「家計や所得などに関する経済の支援」がそれぞれ61.8%、55.3%となっています。

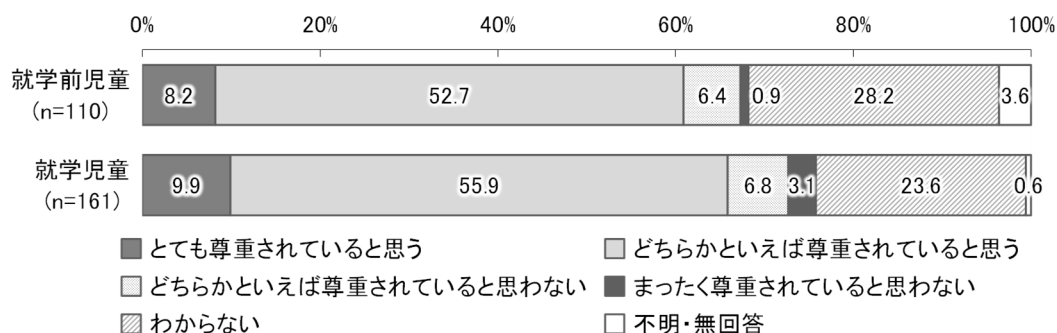
■「こどもの貧困」問題に必要なと思う支援



「こどもの権利」は十分に尊重されていると思うかをみると、就学前児童では、『尊重されていると思う』（「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算）が60.9%、『尊重されていると思わない』（「どちらかといえば尊重されていると思わない」と「まったく尊重されていると思わない」の合算）が7.3%、「わからない」が28.2%となっています。

就学児童では、『尊重されていると思う』が65.8%、『尊重されていると思わない』が9.9%、「わからない」が23.6%となっています。

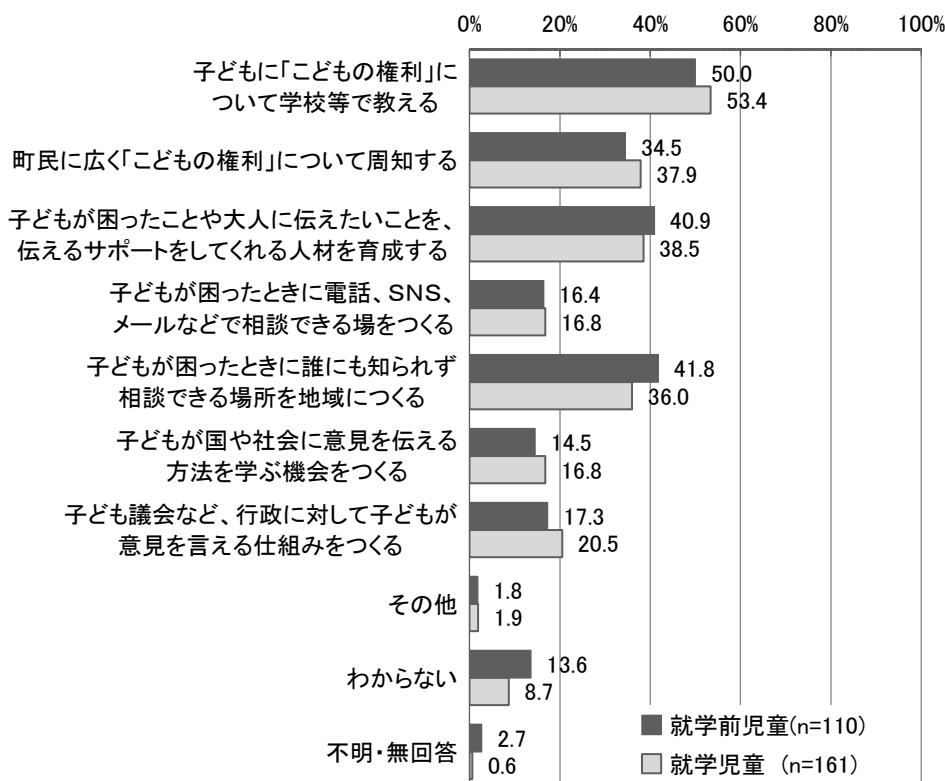
■「こどもの権利」は十分に尊重されていると思うか



「こどもの権利」を守るために、あると良いと思う仕組みをみると、就学前児童では、「子どもに「こどもの権利」について学校等で教える」が50.0%と最も高く、次いで「子どもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる」が41.8%となっています。

就学児童では、「子どもに「こどもの権利」について学校等で教える」が53.4%と最も高く、次いで「子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」が38.5%となっています。

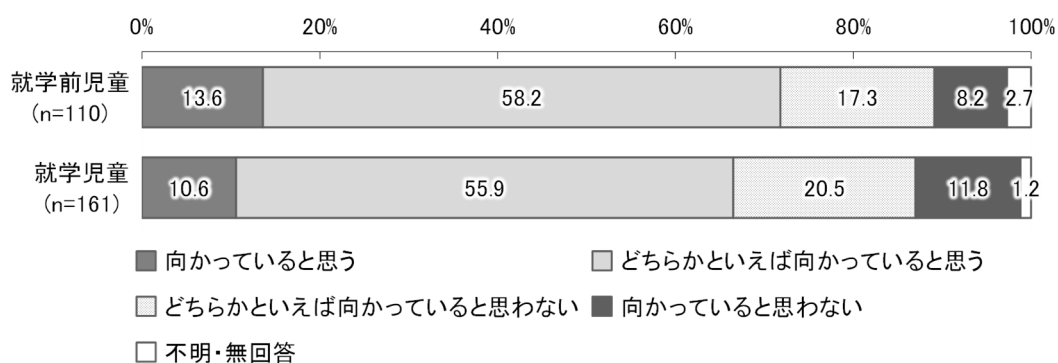
■「こどもの権利」を守るために、あると良いと思う仕組み



立科町は結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うかをみると、就学前児童では、『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が71.8%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が25.5%となっています。

就学児童では、『向かっていると思う』が66.5%、『向かっていると思わない』が32.3%となっています。

■立科町は結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか



### 3 課題のまとめ

#### ① 教育・保育の利用意向への対応

平日に定期的に利用したい事業として、「認可保育所(たてしな保育園他)」が7割以上と最も高くなっていますが、「幼稚園」「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」も一定数の回答が挙げられており、近年は働き方やライフスタイルの変化により、教育・保育への利用ニーズが多様化しています。そのため、幼稚園や保育園におけるサービスの拡充や関係機関との連携の強化等、保護者の希望に添った教育・保育事業の提供を行っていく必要があります。

#### ② 小学生の放課後の過ごし方の質の向上

小学校低学年時に希望する放課後の居場所として、「児童館」「児童クラブ(学童保育)」がそれぞれ3割以上となっています。また、小学校高学年時に希望する放課後の居場所として、「児童館」が4割以上となっているなど、自宅以外の場所でこどもが放課後を過ごすことを望む意見が一定数みられます。そのため、こどもが安全な場所で豊かな放課後の時間を過ごせるよう、児童館や児童クラブにおける質の向上や地域と密着した居場所づくりが求められます。

#### ③ 保護者の就労状況への配慮

近年、全国的に共働き家庭の割合が増加している中、本町においても『就労している』母親の割合が8割以上となっています。こどもが健やかに成長できるよう、男性の家事、育児への参画の促進や保護者のワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組み等が必要です。

#### ④ 特に支援が必要なこども・家庭等への支援の充実

本町では、ひとり親家庭や就学援助が必要な家庭が一定数みられます。また、障害者手帳を持つこども、外国にルーツのあるこども等、特に支援が必要であると想定されるこどもも存在します。児童・生徒の一人ひとりが、学習上または生活上の困難を改善・克服し、最適な環境で学ぶことができるよう、経済的支援や各家庭の状況に応じた生活支援、インクルーシブ教育等の充実が求められます。

さらに、本町においても不登校児童・生徒やいじめの問題、養育に困難さを抱える家庭が存在します。こうした状況の背景には、心身の状況、家庭や学校の状況等、様々な要因が関連していると考えられます。そのため、個々の状況に対応したきめ細やかな支援の充実や関係機関による連携の強化が重要です。

#### ⑤ 地域全体でのこども・子育てへの推進

「こどもの権利」が『尊重されていると思わない』割合は、就学前児童・就学児童でそれぞれ1割近くとなっています。また、本町が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に『向かっていない』割合は、就学前児童・就学児童でそれぞれ3割前後となっており、こども・子育てへのやさしい地域づくりへの意識啓発が不十分であることがうかがえます。こども・子育てにやさしい地域をつくり、地域全体で子育てを応援できるよう、町民に対して「こどもの権利」の周知・啓発や、地域における見守り体制の整備、当事者同士の交流機会の場の提供等、こどもや子育て家庭が安全・安心に生活できる地域づくりが必要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本町では、「立科町第二期子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもを産み、育てたい保護者が適切・効果的なサービスを楽しみ、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくり」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

本計画においては、本町のこれまでの流れや上位計画の方向性、関連する法律の理念等を踏まえ、「安心して子育てができ、こどもが健やかに育つまちづくり」を新たな基本理念として設定し、こども・子育て施策のさらなる推進を図ります。

### 基本理念

安心して子育てができ、こどもが健やかに育つまちづくり

#### ■「子ども・子育て支援法」の基本理念(抜粋)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### ■「次世代育成支援推進法」の基本理念(抜粋)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## 2 基本目標

### 基本目標1 親子の健やかな成長発達を支える

妊娠・出産期からの継続的な支援により、すべてのこどもが健やかに育つとともに、保護者が子育ての喜びを実感できることを目指します。また、保護者の不安や負担を軽減するとともに、胎児期、乳幼児期、児童期を通して、切れ目なく保健、福祉、保育、教育の支援を提供できる環境づくりを進めます。さらに、子育て家庭が充実した子育てを実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「共働き・子育て」の支援や、経済的支援に取り組めます。

### 基本目標2 心身の健やかな成長に資する教育環境を整える

「こどもの権利」について、こどもが権利の主体であることを町民に広く周知・啓発するとともに、虐待や体罰の未然防止に取り組めます。

また、こどもが豊かな心と身体を育むために、安心して過ごせるこどもの居場所づくりを進めるとともに、保健・教育等の様々な分野の連携により発達段階に応じた学習機会や体験学習の提供等、「生きる力」を育成するための教育環境を整えます。

### 基本目標3 支援を必要とするこども・家庭を支える

こどもが生まれ育った環境によって左右されることなく、こども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、経済的な困難や障がい等、様々な状況にあるこどもとその家庭に寄り添い、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

### 基本目標4 子育てを支援する生活環境を整える

こどもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていくことができるよう、地域・行政が協力して健全な環境づくりを進めます。また、こどもが被害者となるような凶悪事件や、その前兆となる声掛け事案を防止するため、関係団体と協働して、こどもや子育て家庭が安全・安心に生活できる環境を整えます。

### 3 施策体系

本計画の基本目標及び施策は以下のとおりです。この体系に基づき、こども・子育てに係る施策を推進していきます。

基本理念	基本目標	施策
安心して子育てができ、こどもが健やかに育ちまじけら	1 親子の健やかな成長発達を支える	(1) こどもと母親の健康のための支援の充実
		(2) 教育・保育サービスの充実
		(3) 子育て支援の充実
		(4) 経済的な負担の軽減
		(5) 共働き・共育へへの支援
	2 心身の健やかな成長に資する教育環境を整える	(1) こどもの権利擁護の推進
		(2) こどもの居場所づくりの推進
		(3) こどもの生きる力を育む立科教育の推進
		(4) こどものこころとからだの健康づくりの推進
	3 支援を必要とするこども・家庭を支える	(1) 障がいのあるこどもへの支援の充実
		(2) 多様なこども・家庭への支援の充実
	4 子育てを支援する生活環境を整える	(1) 子育てしやすい環境づくり
		(2) こどもの安全確保
		(3) 関係機関との連携強化

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 親子の健やかな成長発達を支える

#### 施策1 こどもと母親の健康のための支援の充実

こどもの誕生前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイング<sup>4</sup>の基盤となる最も重要な時期であることから、妊娠期における妊婦・産婦健康診査から、出産後の各種検査、産後ケアの実施等を通じて、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。また、相談保健指導や養育訪問支援事業を実施し、保護者が安心して子育てができるよう支援を行います。さらに、若い世代が性や妊娠のための健康管理を促す取り組みとして、プレコンセプションケア<sup>5</sup>を推進します。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦・産婦健康診査	妊産婦の健康状態の確認と不安等への対応として、妊婦健康診査14回分、産婦健康診査2回分の費用を公費負担します。	町民課
2	新生児訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	出産届のあった乳児のいる家庭を訪問し、乳児の成長発達を保護者と確認するとともに、子育て中の孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供します。	町民課
3	乳幼児健康診査	乳児(1か月、4・5か月、10・11か月、1歳6か月、3歳)の健康診査を実施するとともに、保健指導や相談を行います。	町民課
4	新生児聴覚検査	新生児の聴覚障がい早期発見と早期支援のために、検査費用の一部を助成します。	町民課
5	産後ケア事業	出産後1年までの支援を希望する産婦と乳児を対象に、助産所等での宿泊、通所または訪問による育児のサポートを提供します。	町民課
6	相談保健指導	妊娠、出産、育児等の不安を解消するために、相談保健指導(パパママ教室、赤ちゃん相談室、すくすく相談、2歳児親子教室、子育て相談、5歳児相談)を実施し、乳幼児の健全な心身の発達を図ります。	町民課
7	養育支援訪問事業	特定妊婦や養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問して指導や助言を行います。	町民課
8	プレコンセプションケアの推進	若い世代が、性や妊娠について正しい知識を得て、自らの健康を適切に管理するよう、広く啓発します。また、児童・生徒を対象として、教育機関との連携による健康教育を推進します。	町民課 小学校 中学校
9	歯科保健事業	妊婦歯科検診や3歳児の良い歯の表彰、乳幼児健診等での歯科保健指導を実施するなど、歯科保健を推進します。	町民課
10	食育の推進	乳幼児健診・教室等において、発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を実施します。また、保育園・小学校・中学校等と連携して、食育を推進します。	町民課 保育園 小学校 中学校

<sup>4</sup> 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

<sup>5</sup> 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。



## 施策2 教育・保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や、3歳未満児の保育ニーズの高まりなど、教育・保育へのニーズの変化に対応するため、既存の教育・保育サービスの充実に努めるとともに、サービスの多様化を図ります。また、安全・安心な教育・保育環境を提供するため、保育士の確保をはじめ、各種研修の実施や保育園の環境整備等、教育・保育の質の向上を図ります。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
11	保育事業	入園するこどもの健全な心身の発達を図るために、養護と教育を一体的に行う保育園を運営します。また、保育現場と保護者が密に連携し、信頼関係を築きながら、ともに子育てに取り組みます。	保育園
12	幼児教育の充実	生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、基本的な生活習慣や遊びを通して、自発的・意欲的に関われる環境のもとで、こどもたちが自ら選び取る力を伸ばします。	保育園
13	保育人材の育成	保育者に求められる専門性や保育環境の質の向上につなげるため、保育に関わる全職員に対する研修を実施します。	保育園
14	保育士の確保対策	保育士養成学校への訪問や就職ガイダンスへの参加、労働環境の改善に取り組むなど、保育士の確保に努めます。	保育園
15	保育園の環境整備	こどもが安全で快適に生活できるよう、人的環境や施設内外・遊具等の物的環境を整備するとともに、自然や地域資源、社会的事象を活用しながら、こどもの生活が豊かになるよう環境の工夫に努めます。	保育園
16	一時預かり事業	保護者のリフレッシュや就労活動、急な用事、病気等のやむを得ない事情に対応するため、11か月児以上の未就園児童を一時的に預かります。	保育園
17	延長保育事業	仕事の都合や家庭の事情等に対応するため、認定された時間を越えて児童を預かります。	保育園
18	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童に対して、一時的に保育施設で預かります。病中児保育は浅間総合病院で、病後児保育は佐久市内保育所1か所で実施します。	保育園
19	休日保育事業	共働き家庭等、保護者の就労により家庭で保育できない児童に対して、土曜日と日曜日に保育園で預かります。	保育園
20	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児童を対象に、一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を提供します。令和8年度からの実施を予定しています。	保育園
21	保育園おむつ持ち帰り廃止事業	保護者の負担軽減を図るため、保育園で使用したおむつの持ち帰りを廃止します。	保育園
22	保育ボランティア事業	よりよい保育環境を提供するために、地域の方によるボランティア活動事業を推進します。	保育園

### 施策3 子育て支援の充実

保護者の悩みや不安についての相談対応を行うなど、保護者が安心して子育てができるよう相談・支援体制の充実を図ります。また、子育て中の親子同士が交流できる場を提供し、孤独感や不安感の緩和に努めるとともに、子育ての喜びが実感できるよう支援します。さらに、保護者の病気や家庭の事情により養育が難しい場合や、子育てに不安を抱えた家庭に対して、一時的なこどもの預かりや家事などの援助を行い、保護者がゆとりをもって子育てに臨めるよう支援します。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
23	こども家庭センターの設置・運営	母子保健・児童福祉の両機能を備え、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置・運営し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を実施します。	町民課
24	地域子育て支援拠点事業	児童館において、保護者の意向を取り入れながら催しを開催し、子育て親子の交流の促進を図ります。また、子育ての相談に応じて不安感の緩和に努めます。	児童館
25	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産、子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげます。	町民課
26	相談体制の整備	こども家庭センターをはじめ、保育園や児童館において、子育てに関する悩みを相談できる体制を整えます。	町民課 教育委員会 保育園 児童館
27	情報発信の充実	育児に関する情報提供として、引き続き、子育てガイドブックを作成・更新するとともに、ホームページ等において子育てに関する事業等を整理・掲載します。	町民課
28	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)が会員登録し、多様な子育てニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、会員の拡大や研修会等を実施し、事業の利用促進を図ります。	町民課
29	子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠・出産、冠婚葬祭、家族の介護・育児疲れ等により、家庭において児童を養護することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かります。	町民課
30	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・養育に関する支援を行います。	町民課

## 施策4 経済的な負担の軽減

出生の際に出産祝金を支給するとともに、出産後の子育てに係る費用の無償化や助成等により、子育てに係る保護者の経済的な負担軽減に努めます。また、不妊・不育治療費の助成により、妊娠期における費用の負担軽減に努めます。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
31	妊婦のための支援給付金	妊娠期の経済的な支援のため、妊娠届出時に妊婦に対して5万円を支給します。また、出産後に胎児数が明らかになった日以降に、胎児数の届出により1人あたり5万円を支給します。	町民課
32	出産祝金制度	立科町で出生した乳児の保護者で、定住の意思のある方に対して、出産祝金を支給します(第1子5万円、第2子30万円、第3子以降50万円)。	町民課
33	福祉医療制度	医療費の負担軽減と福祉の増進を図るために、福祉医療費給付金を支給します。県事業だけでなく、妊産婦や高校卒業まで対象者を拡大し、子育て支援に寄与します。	町民課
34	チャイルドシート購入費補助金	チャイルドシート着用の推進を図り、乳幼児の安全を守るため、チャイルドシートを購入した方に対して、補助金を交付します。	町民課
35	多子世帯保育料等軽減事業	保育園や町外幼稚園に入園している世帯の第2子目以降の保育料を軽減します。	教育委員会
36	保育所等副食費無償化事業	保育園や町外幼稚園に入園している児童の副食費を無償化します。	教育委員会
37	小学校・中学校における児童・生徒給食費無償化事業	保護者の経済的な負担軽減を図るため、立科小学校・中学校の児童・生徒の学校給食費を無償化します。私立学校を含む町外の小学校・中学校に通学している児童・生徒に対しては、補助金を交付します。	教育委員会
38	小学校・中学校入学支援事業	立科小学校・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に対して、学用品の一部である「通学用ヘルメット(小学生のみ)・通学用カバン」を現物支給します。	教育委員会
39	検定料助成事業	児童・生徒の学力向上と、保護者の経済的な負担軽減を図るため、英語検定、漢字検定、数学検定の検定料の一部を助成します。	教育委員会
40	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対して、1年度あたり1組につき30万円を上限として、治療に要した費用の一部を助成します。	町民課
41	不育治療費助成事業	不育治療を受けている方に対して、治療に要した費用の一部を助成します。	町民課
42	立科っ子奨学金事業	大学・短期大学及び専修学校に入学する学生や高等専門学校4年生に進級する学生で、経済的理由により修学が困難な方に給付型奨学金を支給します。	教育委員会

---

---

## 施策5 共働き・子育てへの支援

---

---

放課後児童クラブの無償化や職場環境の整備、保育サービスの充実等により、出産後も働き続けたいと考えている女性が仕事と子育てを両立し、夫婦がともに協力して子育てができるよう支援します。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
43	放課後児童クラブ 利用料無償化	放課後児童クラブの利用料を無償とし、働く保護者を支援します。	教育委員会
44	子育て世帯が働き やすい環境づくり	立科町男女共同参画推進プランとの整合性を図りつつ、育児休暇の取得の促進等、様々な機会を通じて広報・啓発活動を行い、子育て世帯が働きやすい環境づくりを促進します。	町民課 教育委員会
45	保育サービスの 充実	仕事と子育ての両立が可能となるよう、延長保育事業や一時預かり事業、休日保育など、保育サービスの充実に努めます。	保育園
46	テレワーク推進事業	子育て等により、フルタイムの就労や通勤が難しい保護者に対して、テレワークを活用した仕事を行うことで、社会に参加しやすい仕組みを推進します。	企画課

## 基本目標2 心身の健やかな成長に資する教育環境を整える

### 施策1 こどもの権利擁護の推進

こどもの権利の広報・啓発や、こどもの人権に関する相談窓口の周知等、「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会機運の醸成に努めます。また、児童虐待に関する関係機関との連携強化や情報提供・共有を通じて、虐待発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。さらに、子育てに悩む保護者を対象としたペアレントプログラムの実施等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
47	こどもの権利の広報・啓発	学校教育での道徳の時間をはじめ、広報紙やポスター等を活用し、こどもの権利を周知・啓発します。	町民課 教育委員会
48	相談体制の充実	学校・地域・行政の連携強化による相談窓口の充実を図るとともに、「こどもの人権110番(法務省)」をはじめとする各種相談先の紹介等、積極的な情報提供に努めます。	町民課 教育委員会
49	要保護児童対策地域協議会	児童虐待への適切な対応のために、要保護児童対策地域協議会を設置・開催し、関係機関が情報共有や連携を強化し、地域における支援の充実を図ります。	町民課
50	児童虐待防止対策	虐待を未然に防止するために、こども家庭センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、関係機関が連携したネットワークによる早期の対応と家庭への支援の強化に努めます。	町民課
51	体罰や不適切な指導の根絶	保育士や教職員等による体罰や不適切な指導を根絶するために、研修等の機会を設けます。	教育委員会
52	保・学人権教育研修	保育園・小学校・中学校・蓼科高校の教師等に、園児・児童・生徒の人権啓発に必要な専門的知識を深める研修等の機会を設けます。	教育委員会
53	親子関係形成支援事業(ペアレントプログラム)	こどもとの関わり方や子育ての悩み、不安を抱える保護者が、親子関係や発達に応じた関わり方を学び、実践する力を身につけられるよう、ペアレントプログラムを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	町民課

---

---

## 施策2 こどもの居場所づくりの推進

---

---

放課後や休日、長期休校日におけるこどもの居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施し、こども同士が交流できる場所や安心して過ごせる居場所を確保します。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
54	放課後児童クラブ	児童の健全育成を図るため、小学校に就学している留守家庭の児童を対象に、放課後から19時まで安心かつ充実した場を提供します。	児童館
55	放課後子ども教室	放課後及び土曜日、長期休みにおいて、児童が主体的に取り組める体験や、様々な世代の人との交流ができる機会を提供します。	児童館
56	下校来館及び 長期休校日児童 受け入れ	小学校に就学している児童を対象に、学校から直接来館して遊べる場や、長期休校日に安全・安心に過ごせる場を提供します。	児童館

### 施策3 こどもの生きる力を育む立科教育の推進

「立科教育」は、「すべての子どもたちに〈生きる力〉をつける」ことを目標に、保育園・小学校・中学校・高校の児童・生徒が一貫した教育方針のもとで成長できるよう、地域に根差しつつ、また、グローバルな視野をもった教育を推進します。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
57	30人規模学級編成	1学年の人数が県の基準である35人以下の場合は、その実態を考慮し、町独自で2学級編成とすることで、最適な学びの場を提供します。	教育委員会
58	インクルーシブ教育の推進	障がいの有無や個々の個性に関わらず、こどもがともに学び、多様性を認め合い、多様な他者とつながる力を育てる教育を推進します。	教育委員会
59	小学校・中学校・蓼科高校異校訪問授業	一貫した学力向上を図るため、小学校・中学校・蓼科高校にそれぞれ加配教員を配置し、異校訪問による授業を実施します。	教育委員会
60	情報機器の整備	小学校・中学校のICT機器の更新等、教育環境の整備を行います。	教育委員会
61	教職員研修	毎年、保育園・小学校・中学校・蓼科高校の教職員を対象に研修会を行います。	教育委員会
62	コミュニティスクール	町の文化財等、地域資源や地域人材の活用により、地域と学校の連携による取り組みを実施します。	教育委員会
63	中学校部活動地域移行	中学校の休日の部活動の地域移行に取り組みます。	教育委員会
64	姉妹都市交流事業	中学生のホームステイ事業等において、アメリカ・オレゴン市民との友好と親善を深め、国際感覚を養う機会づくりに努めます。また、神奈川県愛川町等との交流事業において、相互理解・相互協力の意識醸成に努めます。	教育委員会

## 施策4 こどものこころとからだの健康づくりの推進

こどもが心身ともに健やかに成長し、生涯にわたる健康の保持・増進の基礎をつくるために、安全な給食の提供と地域関係者と連携したスポーツ活動を推進します。また、命の大切さや自他を大切にす  
る気持ちを育むための学習や、児童・生徒が相談しやすい環境を整えます。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
65	安全な給食の提供	年齢や発達段階に応じた安全な自校給食を提供します。食物アレルギー等については、児童・生徒の状況に配慮した献立内容と調理を行います。保育園・小学校・中学校で統一して、月1回の「食育の日」を設け、地元食材を使用した献立や郷土料理を提供します。	保育園 小学校 中学校
66	小学校・中学校でのこころの健康づくり事業	若年者向け自殺予防対策として、小学校・中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。また、アンケート等により、現状把握を行い、対策を検討します。	町民課 小学校 中学校
67	スクールカウンセラーの配置	カウンセリングが必要な児童・生徒に対して、いつでも対応ができるよう、カウンセラーを小学校・中学校に配置するよう努めます。	教育委員会
68	スポーツ少年団	学校・家庭・地域社会等との連携を深め、仲間意識と思いやりのこころを育みます。また、生涯スポーツの基礎づくりとして、一人ひとりにスポーツの楽しさの体得に努めます。	社会教育課 教育委員会
69	少年スポーツ大会	スポーツを通じて各地区の仲間づくりや友情と協調の精神を養うため、児童・生徒の校外活動の場としてスポーツ大会を実施します。	教育委員会 保育園
70	外部指導講師の活用	保育園で年齢に合ったカリキュラムをもとに、各クラス外部講師を活用し、幼児期に必要な身体作りを実施します。また、小学校で教員と外部講師が連携し、体育授業の充実や技術向上のための支援を行います。	保育園 小学校



## 基本目標3 支援を必要とするこども・家庭を支える

### 施策1 障がいのあるこどもへの支援の充実

保育事業における障がいのあるこどもへの対応や、各種相談等の実施により、障がいのあるこどもやその家族の生活基盤の安定化を図ります。また、医療的ケア児については、基幹相談支援センターにおいてコーディネーターの配置等、きめ細やかな支援を行います。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
71	障がい児保育事業	個々の発達段階に応じた関わり方ができるように加配保育士を配置するなど、人的環境を整備します。	保育園
72	就学相談	就学に向けたガイダンスや就学相談を開催し、適切な就学への支援を行うとともに、保護者・保育園・幼稚園・学校との認識の共有に努めます。	町民課 教育委員会
73	教育支援委員会	児童・生徒の最適な成長発達を図るため、立科町教育支援委員会を設置し、専門機関と連携するなど、適切な支援に努めます。	教育委員会
74	健康診断及び相談体制の充実	乳幼児健診で確認された発達が心配される乳幼児に対して、専門職の相談やフォロー教室を実施します。なお、より専門的な支援を必要とする場合は、保健・教育・福祉・医療の連携による効果的な支援の提供に努めます。	町民課
75	福祉サービスの充実	障がい児支援のニーズに応じたサービスが提供できるよう、佐久地域障害者自立支援協議会等関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。	町民課
76	医療的ケア児への支援の充実	「佐久障害者相談支援センター」において、医療的ケア児へのコーディネーターを配置し、専門性に基づく支援を行います。	町民課
77	支援員の配置	支援を必要とする児童・生徒を対象として、町独自の加配教員を配置します。	教育委員会
78	校内通級指導教室の設置	通常学級の授業で特別な配慮を必要とする児童に対して、小学校内に通級指導教室を設置し、少人数でのきめ細やかな指導を行います。	小学校

## 施策2 多様な子ども・家庭への支援の充実

保護者の経済的な負担軽減を図るため、関係機関と連携し、必要な情報の提供や相談対応を行うなど、支援が必要な家庭への適切な支援体制を整えます。

ヤングケアラーとみられる子どもや外国にルーツを持つ子ども等、様々な状況に置かれている子どもへの対応として、あらゆる子どもが等しく成長する機会が得られるよう、特に支援が必要な子どもや子育て家庭に対して、教育・就学支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、様々な視点からの支援を行います。

不登校やいじめについては、教育委員会や立科町教育相談員による相談対応を行うなど、一人ひとりの背景や状況に応じた適切な支援を行います。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
79	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の子育て・生活・就労等の相談、援助につなげるため、国・県・町が行っている各種手当の支給や制度に関する相談に対応します。	町民課
80	貧困世帯への支援	生活支援、就労支援、経済的支援等、様々な視点からの支援を行います。	町民課
81	ヤングケアラーに関する周知・啓発	町民に対して、ヤングケアラーに関する理解や気づきにつながる周知・啓発を広く行います。また、ヤングケアラーへの具体的な支援につなげるため、ヤングケアラーの実態把握を行います。	町民課 小学校 中学校
82	外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導・生活指導	関係職員が外国の文化・生活習慣等の理解を深めて配慮するとともに、必要な情報が届き、手続き等がスムーズに行えるよう支援します。また、保育園・小学校・中学校において、集団生活に適應できるよう支援します。	教育委員会 保育園 小学校 中学校
83	不登校対策事業	小学校では、児童に学校生活についてのアンケートの実施と、年2回の相談週間を設け、個別相談を実施します。中学校では、登校支援室を設置し、不登校になった生徒に対応するために、支援講師によるきめ細やかな支援を行います。	小学校 中学校
84	いじめ防止対策の推進	「立科町いじめ・非行対策本部設置要綱」に基づき、いじめ・非行問題に関する知識の普及や指導を行います。また、学校・教育委員会・立科町教育相談員による相談対応を行います。	教育委員会
85	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行います。	教育委員会

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境を整える

### 施策1 子育てしやすい環境づくり

子育て家庭が安全・安心な生活を送ることができるよう、生活環境や施設整備に努めます。また、諸行事を通じて、世代間交流を図る地域を支援します。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
86	住環境の整備	住宅団地の整備や町営住宅の建設、子育てに向けた入居条件の検討等、子育て支援に向けた住環境の整備を検討します。	建設環境課 企画課
87	体育施設・公園の整備	心身の健全な育成に資する施設の整備に努めます。	教育委員会
88	図書室の充実	蔵書や施設の充実に努めるなど、貸借の利便性の向上のための検討を進めます。	教育委員会
89	交流文化の伝承	伝統文化や行事に取り組む地域を支援し、保全・保護に努めます。	教育委員会
90	通園・通学の交通の確保	登下校の時間に配慮したスマイル交通の運行等、公共交通を維持し、通園・通学の交通を確保します。	教育委員会 企画課

## 施策2 こどもの安全確保

災害時における妊婦や乳幼児への支援を充実させるとともに、こどもが犯罪や交通事故等の被害に遭わないよう、地域の見守り活動や防犯対策の推進、交通安全活動の推進、犯罪や事故防止対策の啓発により、地域におけるこどもの安全の確保に努めます。

### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
91	交通安全活動の推進	警察署等による参加・体験型の交通安全教室の開催や、交通安全指導員によるチャイルドシート着用の推進指導等、交通安全への取り組みを推進します。また、通学路における安全確認のための点検を定期的に行い、危険箇所の把握・改善に努めます。	総務課 建設環境課 教育委員会
92	防犯灯の設置	こどもが通学時等に危険や不安を感じることがないように、地域や警察等と連携し、必要箇所への防犯灯の設置に努めます。	総務課
93	防犯体制の強化	町内に防犯カメラを設置するとともに、PTAや青少年健全育成推進センター、警察等による見守り活動を実施し、犯罪の防止に努めます。また、青少年の非行防止活動をはじめとした啓発活動に努めます。	総務課 教育委員会
94	災害時の支援体制の構築	災害時における妊婦や乳幼児への支援体制を構築します。また、災害への備えや対応方法について、災害時の支援体制を構築するとともに、各種教室等の機会を通じて普及・啓発に努めます。	総務課
95	携帯電話による情報伝達	携帯電話やスマートフォンのアプリを利用した配信サービスにより、緊急の連絡や情報等を迅速に伝達します。	保育園 小学校 中学校
96	防犯訓練	学校において危機管理マニュアルや不審者対応マニュアルを活用し、犯罪が発生した場合の職員の対処方法を周知するとともに、防犯訓練を実施します。	総務課 教育委員会 保育園 小学校 中学校
97	災害時引渡し訓練	災害や非常事態の発生を想定した児童・生徒の引渡し訓練を保育園・小学校・中学校で実施するなど、こどもの安全な避難行動の促進を図ります。また、保育園・小学校・中学校において、一人ひとりのこどもの引渡しカードを作成します。	教育委員会 保育園 小学校 中学校
98	事故防止のための啓発	乳幼児健診等、小さなこどものいる保護者が集まる機会を利用し、事故等への対処法を啓発します。	町民課

### 施策3 関係機関との連携強化

子育て家庭の孤独・孤立化の防止や子育てへの負担軽減につなげるため、地域や関係機関との連携を強化し、子育て家庭が安心して暮らせるまちを目指します。

#### ■主な事業

No.	事業名	事業内容	担当課
99	民生児童委員との連携	民生児童委員と連携し、養育環境の把握及び子育て家庭の見守りを行います。	町民課
100	医療機関との連携	佐久広域を中心に構成市町村との連携により、平日夜間急病診療センターを設置・運営します。また、佐久地域休日小児科急病診療センター等、地域医療体制の確保に努めます。さらに、適正受診の推進や応急処置等、対処法を普及・啓発します。	町民課
101	学校と地域の連携	学校・地域・行政が連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。また、コミュニティスクールを組織し、より地域に開かれた学校づくりと支援を進めます。さらに、蓼科高校との相互交流を促進します。	教育委員会 小学校 中学校
102	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携して、訪問型こども学習・生活支援事業「たてしなまなびサポート」による不登校支援や福祉教育、ボランティア活動を推進します。	町民課 教育委員会

# 第5章 提供区域における見込み量・確保策

## 1 教育・保育の提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」第61条では、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があるとしています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2 こどもの人口の推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳における本町のこどもの人口は緩やかに減少傾向となっており、令和11年で408人となっています。

### ■こどもの人口の推計

(単位:人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	28	27	27	26	26
1歳	18	29	29	29	28
2歳	31	19	30	30	29
3歳	45	30	18	28	28
4歳	41	48	33	19	31
5歳	30	42	49	33	20
6歳	46	32	46	54	37
7歳	34	45	32	45	53
8歳	47	34	45	32	45
9歳	34	48	34	45	32
10歳	52	34	48	34	45
11歳	43	52	34	48	34
0～11歳合計	449	440	425	423	408

※平成30年から令和6年における住民基本台帳(各年4月1日現在)の人口に基づき、「コーホート変化率」を用いて推計。

### 3 幼児期における教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み(必要利用定員総数)」を設定します。  
現在の教育・保育の利用状況を踏まえ、保護者の利用希望等を勘案して、以下の区分で設定します。

#### ■認定区分と提供施設

区分	対象	該当する施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望するこども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要性」があるこども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要性」があるこども	保育園・認定こども園・地域型保育事業

#### ■1号認定

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	5	5	5	5
② 確保量	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■2号認定

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	教育ニーズ	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	113	116	99	80	76
	① 合計	113	116	99	80	76
確保量	教育ニーズ	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	113	116	99	80	76
	② 合計	113	116	99	80	76
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

#### ■3号認定(0歳)

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	10	10	10	10	10
	1歳	13	18	18	18	18
	2歳	22	14	19	18	18
	① 合計	45	42	47	46	46
確保量	0歳	10	10	10	10	10
	1歳	13	18	18	18	18
	2歳	22	14	19	18	18
	② 合計	45	42	47	46	46
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

**【確保策の考え方】**

1号認定については、見込量と幼稚園預かり保育利用者の合算を確保します。

2・3号認定については、たてしな保育園の定員分を確保します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

### 1 利用者支援事業

**【事業の概要】**

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

**■利用者支援事業(基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型)**

(単位:か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	① 合計	2	2	2	2	2
確保量	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	② 合計	2	2	2	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

**■利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)**

(単位:回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	84	81	81	78	78
② 確保量	84	81	81	78	78
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

**【確保策の考え方】**

こども家庭センターを相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する相談・支援、医療機関や関係者との連絡調整等、切れ目のない支援体制づくりを進めます。また、地域子育て相談機関の設置に努めます。



## 2 延長保育事業

### 【事業の概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

#### ■延長保育事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	50	50	48	42	42
② 確保量	50	50	48	42	42
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

利用状況は年度により変動がありますが、現状の体制で充足していると考えられるため、引き続き、現体制で事業を提供します。

## 3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

#### ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	10	9	9	8	8
	2年生	8	9	9	8	8
	3年生	9	8	8	8	8
	4年生	5	8	6	8	8
	5年生	4	3	6	6	6
	6年生	4	3	2	2	2
	① 合計	40	40	40	40	40
確保量	1年生	10	9	9	8	8
	2年生	8	9	9	8	8
	3年生	9	8	8	8	8
	4年生	5	8	6	8	8
	5年生	4	3	6	6	6
	6年生	4	3	2	2	2
	② 合計	40	40	40	40	40
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

児童館において放課後児童クラブを実施します。児童館では、放課後子ども教室や下校後による来館での利用者が増加していることから、教育委員会と学校関係者が連携して、放課後の安全・安心な居場所の確保に努めます。

## 4 子育て短期支援事業

### 【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### ■子育て短期支援事業

(単位:人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保量	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

町外の事業所に委託をしてショートステイ<sup>6</sup>を実施しており、引き続き、現体制で事業の提供を行います。また、トワイライトステイ<sup>7</sup>の実施については、状況により検討します。

## 5 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消するとともに、孤立・孤独を防ぐことを目的とした事業です。

### ■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	28	27	27	26	26
② 確保量	28	27	27	26	26
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

全出生児を対象として、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねた新生児訪問を実施します。里帰り出産により長期に滞在する場合には、滞在市町村に訪問を依頼するなどにより、相談支援の機会を確保します。

<sup>6</sup> 宿泊を伴うサービス。

<sup>7</sup> 平日の夜間または休日の宿泊を伴わないサービス。

## 6 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を支援する事業です。

### ■療育支援訪問事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保量	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

新生児訪問等により、養育支援が必要な家庭を把握し、保健師等による相談・指導を行います。

## 7 地域子育て支援拠点事業

### 【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

### ■地域子育て支援拠点事業

(単位:人回/月)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	180	180	170	170	170
② 確保量	180	180	170	170	170
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

平日の午前中を中心に児童館において事業を実施します。また、小学校の長期休暇中においても、安全に事業が利用できるよう体制の確保に努めます。

## 8 一時預かり事業

### 【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園・幼稚園・保育園・地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■一時預かり事業

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	在園児対象型	218	220	210	187	138
	① 合計	218	220	210	187	138
確保量	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	在園児対象型	218	220	210	187	138
	② 合計	218	220	210	187	138
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

たてしな保育園において継続して実施します。

## 9 病児保育事業(病中児・病後児保育)

### 【事業の概要】

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

### ■病児保育事業(病中児・病後児保育)

(単位:人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		1	1	1	1	1
② 確保量		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

病中児保育は浅間総合病院で実施し、病後児保育は佐久市内保育園の1か所で実施します(佐久地域定住自立圏協定による委託事業)。

## 10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 【事業の概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員とし、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### ■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	9	9	10	9
② 確保量	2	5	9	10	9
過不足(②-①)	-8	-4	0	0	0

### 【確保策の考え方】

町内には11か月未満児を預けられる事業所等が設置されていないため、事業の周知と養成講習会を開催し、会員数の拡大に努めます。

## 11 妊婦に対する健康診査を実施する事業(妊婦健診)

### 【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■妊婦に対する健康診査を実施する事業(妊婦健診)

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	28	27	27	26	26
② 確保量	28	27	27	26	26
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

長野県医師会や長野県助産師会との契約により、14回の産婦健診を実施します。なお、県外の医療機関等で受診した場合は、償還払いとして費用を助成します。

## 12 産後ケア事業

### 【事業の概要】

出産後の退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業です。

#### ■産後ケア事業

(単位:人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	20	20	20	20	20
② 確保量	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

事業の受託事業所の確保や利用手続きの利便性を高めることで、すべての利用希望者を受け入れる体制の確保に努めます。

### 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 【確保策の考え方】

現在、実施の予定はありません。なお、立科町の独自事業として、保育所等副食費無償化事業を引き続き実施します。

### 14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

#### 【事業の概要】

認可保育園や認定こども園等を利用していない生後6か月から2歳までのこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の有無は問わず保育を利用できる事業です。

#### ■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	-	1	1	1	1
② 確保量	-	1	1	1	1
過不足(②-①)	-	0	0	0	0

#### 【確保策の考え方】

乳児等通園支援事業については、令和8年度から実施する予定です。

### 15 子育て世帯訪問支援事業

#### 【事業の概要】

家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する支援等を行う事業です。

#### ■子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	20	50	50	50
② 確保量	10	20	50	50	50
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保策の考え方】

令和7年度からの開始に向けて、訪問支援員の確保等、供給体制を整えます。

## 16 児童育成支援拠点事業

### 【事業の概要】

養育環境等の課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童の居場所となる場を開設し、児童や家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供、相談等を行う事業です。

### 【確保策の考え方】

要保護児童対策地域協議会等で状況を把握する中で、必要に応じて検討します。

## 17 親子関係形成支援事業

### 【事業の概要】

こどもとの関わり方や子育ての悩み、不安を抱えた保護者が、親子関係や発達に応じた関わり方を学び、実践する力を身につけられるよう、ペアレントプログラムを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

### ■親子関係形成支援事業

(単位:実人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4	4	4	4	4
② 確保量	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保策の考え方】

令和7年度から事業を開始します。乳幼児健診や子育て相談などから支援を必要とする家庭を把握し、事業への参加の働きかけを行います。

# 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

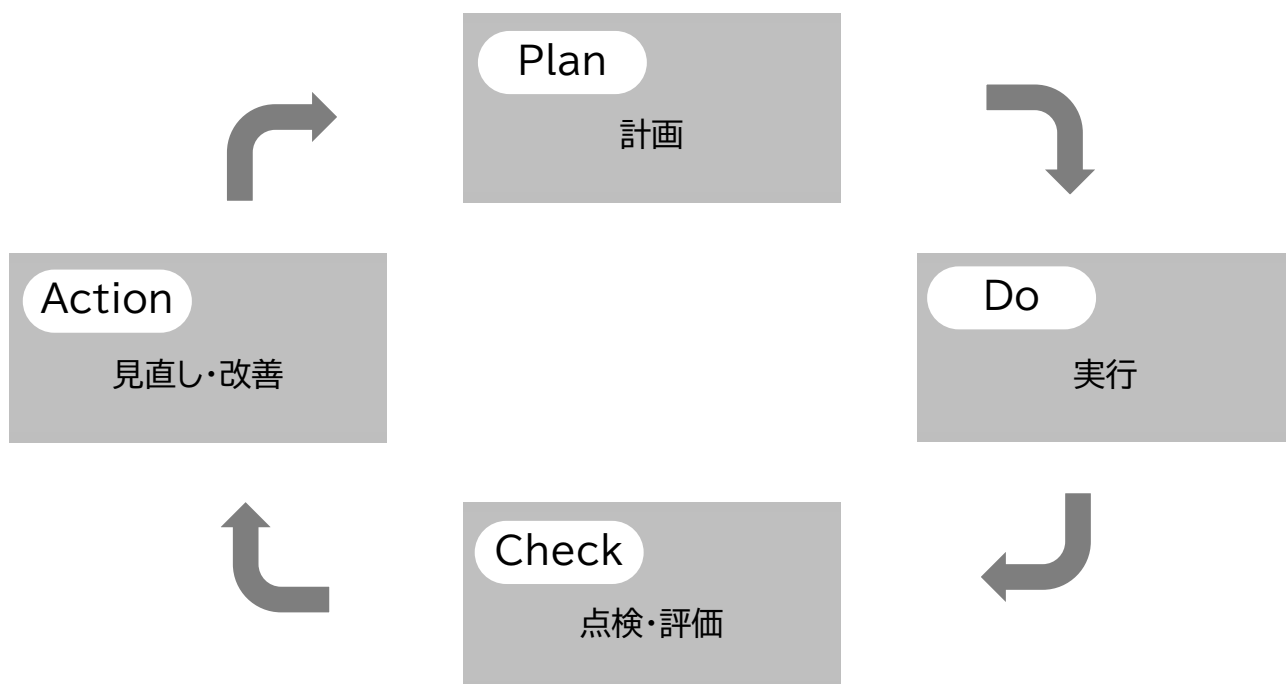
本計画を着実に展開していくためには、行政だけでなく、家庭、地域、学校、関係団体等の理解と協力が必要です。本計画の推進にあたっては、関係者間で情報を共有し、連携を図りながら、町ぐるみでこども・子育て支援に取り組みます。

本計画における施策・事業は、保健・福祉・保育・教育をはじめ、様々な分野にわたるため、関係各課が連携し、横断的に施策を展開します。

## 2 計画の進行管理

本計画における施策・事業の実施にあたっては、関係機関と連携を図る中で、社会・経済情勢の変化に対応しながら、PDCAサイクル[Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)]を繰り返し、精度を高めていくこと]の活用により、実効性のある取り組みを推進します。

町民・関係者が連携して、協議・検討を行う協議体を設置し、効果的な子育て支援策を展開していきます。





# 資料編

## 1 立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会規則

令和3年3月23日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、立科町附属機関設置条例(令和3年立科町条例第1号)第5条の規定に基づき、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定のための調査に関すること。
- (2) 事業計画の策定に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要と認めること。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 児童の保護者を代表する者
- (5) 福祉施設等を代表する者
- (6) 教育施設等を代表する者
- (7) 町行政機関を代表する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 委員会における検討事項を専門的に調査検討するため、委員会に検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 部会委員(以下「部員」という。)は、関係課の職員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、特に必要があると認めるときは、部会に部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月21日規則第22号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 2 子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	職名	氏名
1	住民を代表する者	立科町区長会長	田原 正道
2		立科町部落町長会長	依田 賢一
3	教育関係者	立科町教育委員会教育長職務代理	飯島 正茂
4	保健福祉関係者	立科町主任児童委員	今井 久美子
5		立科町主任児童委員	中谷 秀美
6	児童の保護者を代表する者	たてしな保育園保護者会代表	児玉 裕子
7		立科小学校保護者代表	斉藤 真樹
8		立科中学校保護者代表	笹井 雅文
9		小諸養護学校保護者代表	岩崎 夏美
10		児童クラブ保護者代表	笹井 順子
11	福祉施設等を代表する者	立科町社会福祉協議会会長	遠山 秀樹
12	教育施設等を代表する者	立科小学校長	金井 直樹
13		立科中学校長	堀内 貴之
14	行政機関を代表する者	立科町副町長	小平 春幸

## 3 子ども・子育て支援事業計画策定検討部会名簿

(敬称略)

No.	区分	職名	氏名
1	検討部会長	立科町副町長	小平 春幸
2		企画課企画情報係	芝間 雅
3		教育委員会こども教育課学校教育係	山浦 順子
4		教育委員会こども教育課児童館係	上原 知美
5		教育委員会たてしな保育園	山口 恵理
6		教育委員会社会教育人権政策係	伊藤 千織
7		町民課長	荻原 義行
8		町民課福祉係	羽田 徹也
9		町民課子育て保健係	花岡 典江
10		町民課子育て保健係	瀬下 美代子
11		町民課子育て保健係	千野 茂子

---

---

第三期立科町子ども・子育て支援事業計画

発行年月:令和7年3月

発行:立科町

編集:立科町 町民課

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532

T E L:0267-88-8407

F A X:0267-56-2310

---